



九重町

第7期 障がい福祉計画 第3期 障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
九重町

表紙について

絵作者：石井 良さん

はじめに



障がい者施策の充実は、世界的な流れとして進んでいます。

国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」を批准し、障害者基本法の改正をはじめ、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法などが相次いで整備され、障がい者の権利擁護や支援が推進されてきました。

九重町におきましても、これらの多岐にわたる法制度に対応すべく、令和3年3月に策定いたしました「第6期九重町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の基本理念にそって「障がい者とその家族が、地域社会の中で、誇りと尊厳をもって生活できる障がい福祉のまちづくり」を目指し、障がいのある人の自立支援や社会参加の推進、障がい福祉サービスの充実に向けた取組みを進めてまいりました。その中で、町内2棟目となる障がい者向けグループホームも開設され、その住人がくらしのサポートセンターの活動会員として契約を結ぶなど、障がいのある人もない人も地域で一緒に活動されている場面をみる事が多くなりました。

本計画は、国の動向や本町の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定める「九重町障がい者計画」と、障がいのある人に関する各種施策を推進するための「九重町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」により構成されています。前計画からの基本理念等を継承しつつ、インクルーシブ社会（多様性を認め排除しない社会）の実現を目指して、性別や人種、出身地や社会的地位、障がいの有無など、その持っている属性によって排除されず、誰もが構成員の一員として分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、自分らしく活躍できる地域づくりを推進していきたいと思っております。更なる皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に本計画の策定にご尽力をいただきました策定委員会の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本計画策定のための実態調査にご協力をいただきました方々に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

九重町長 日野 康志

目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1. 計画策定の背景・趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	5
3. 計画期間.....	8
4. 計画の対象と範囲.....	9
5. 計画の策定体制.....	9
6. 障がいの表記について.....	9
第2章 九重町の現状.....	11
1. 統計データから見る九重町の現状.....	12
2. 福祉に関するアンケートから見る九重町の現状.....	23
3. 団体等調査結果から見る九重町の現状.....	38
第3章 計画の基本的方向.....	45
1. 基本理念.....	46
2. 基本方針.....	47
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	49
1. 前期計画の成果目標の評価.....	50
2. 成果目標の設定.....	58
3. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策.....	68
4. 障がい児サービスの見込量と確保方策.....	73
5. 地域生活支援事業の推進.....	74
第5章 計画の推進体制.....	79
1. 計画の円滑な推進.....	80
2. PDCAサイクルによる評価と見直し.....	81
資料編.....	83
1. サービスの種類と内容.....	84
2. 相談窓口.....	88
3. 用語集.....	95
4. 郡内障がい福祉事業所・団体一覧.....	100
5. 九重町障がい福祉計画等策定委員名簿.....	102

第 1 章 計画策定の趣旨



絵作者：石井 良さん

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・趣旨

障がい者施策の充実、世界的な流れとして進んでいます。

国は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26（2014）年1月に行いました。

現在、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等のさまざまな要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあります。一方、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しており、難病、発達障がい、高次脳機能障がいといった様々な障がいへの対応も求められています。

国においてはこれらに対応すべく、令和5（2023）年3月に令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定されました。

この計画では、障害者基本法第1条に定める「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」とする目的の達成はもちろんのこと、地域共生社会の実現にも寄与することが期待されています。

障がい福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本町では、国の動向や本町の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「九重町障がい者計画」、「九重町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を令和3（2021）年3月に策定し、障がいのある人に関する各種施策を推進してきました。

その中では、障がいの有無に関わらず、全ての人が平等にともに支え合い、助け合いながら生きていく共生社会をつくっていくという「ノーマライゼーション」の概念に基づき、「障がい者とその家族が、地域社会の中で、誇りと尊厳を持って生活できる障がい福祉のまちづくり」を計画の基本理念として定め、福祉や保健、医療、教育、権利擁護、就労、まちづくり、防災等の多岐にわたる障がい者施策を体系化し、総合的・横断的な取組を推進してきました。

「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間満了に当たり、障がい者福祉制度にかかる法改正等の社会動向や本町の実情を踏まえた「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的、計画的かつ効率的に推進するための基本計画・実施計画とします。

◆国の障がい福祉施策をめぐる近年の動向

令和3(2021)年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 ※民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ※医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4(2022)年 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ※障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 ※基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5(2023)年 3月	「障害者基本計画（第5次）」策定
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）（令和5年5月19日付け障企発0519第1号・こ支障発第14号）の主な改正内容■

3. 基本指針の見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

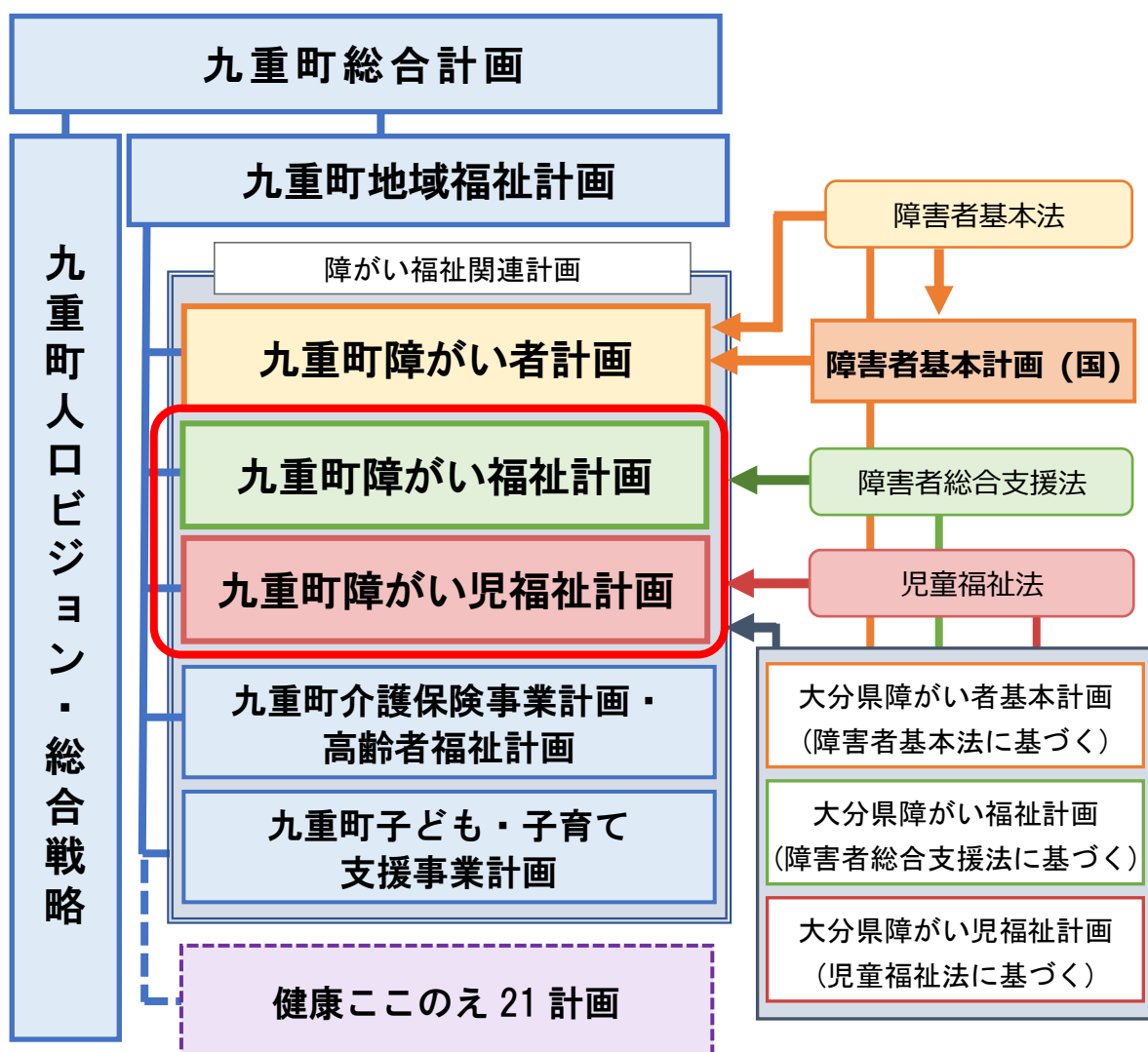
- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定められた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定められた「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「九重町障がい者計画」に定める基本的な施策の方向性を踏まえ、国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

また、本町のまちづくりの最上位計画である「九重町総合計画」の分野別計画として位置づけられるものであり、介護保険事業計画・高齢者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。



○障害者基本法第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

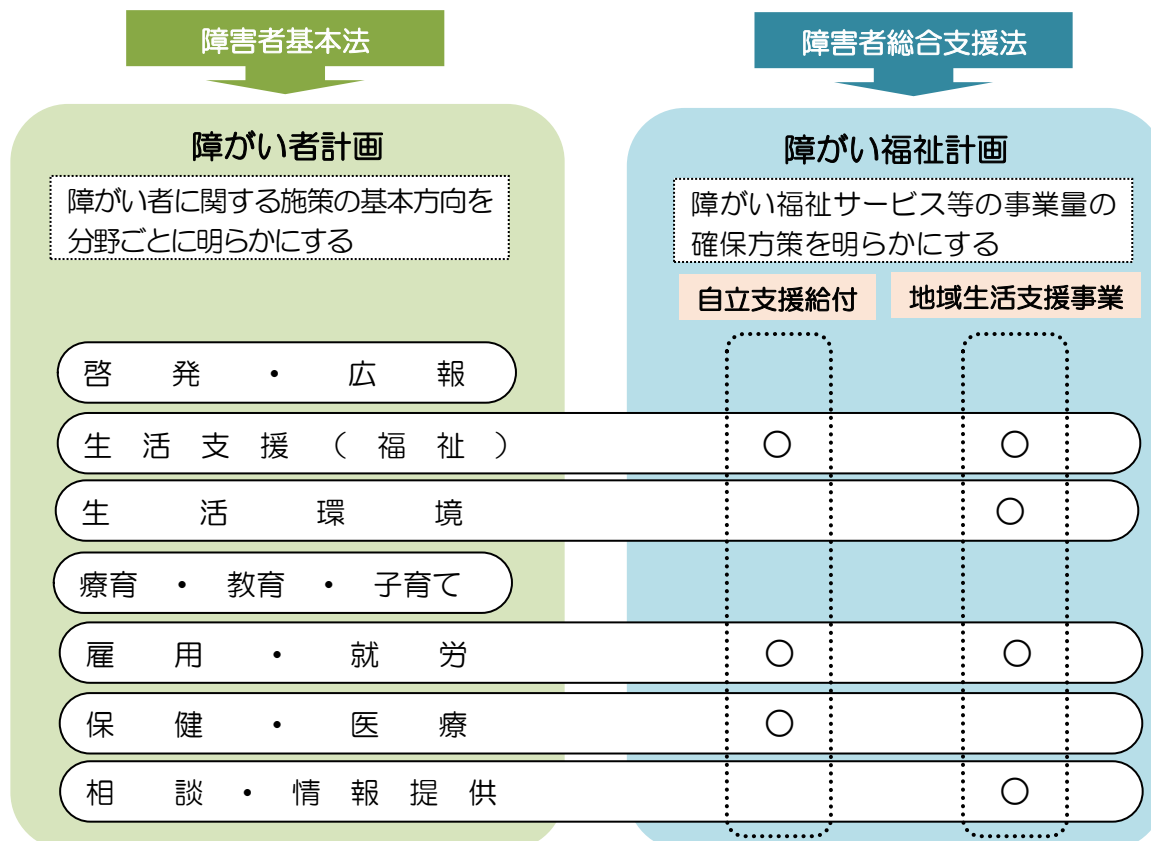
○児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法で、「市町村障がい者計画」その他の法律の規定による計画であって障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たなければならないとされており、平成 24（2012）年度版障がい者白書で、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の具体的な関係として、「障がい者計画」に掲げる「生活支援」等の事項の中で、障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置づけとして作成することが適当であるとされています。



◆成年後見制度利用促進基本計画との整合性

障がいのある人や高齢者など判断能力が不十分な人への支援制度である成年後見制度について定める、「九重町成年後見制度利用促進基本計画」を令和4(2022)年3月に「第4次九重町地域福祉計画」と一体的に策定しました。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においても、障がい福祉サービスの利用の観点からも整合性を図ることが望ましいとされています。

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針より■

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

4 権利擁護の取組

障害者等の権利擁護の取組については、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進する必要がある。また、これらの取組を行うに当たっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）を踏まえ、各市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい。

3. 計画期間

本町では、「障がい者計画」と「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」の整合性を図って施策展開するために、次のとおり計画年度を設定しています。

① 障がい者計画

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度まで（6年間）

② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3年間）

※障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間設定が可能となりました。今期計画は障がい者計画との整合性を図るため3年間とします。

H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がい者計画			障がい者計画					
障がい福祉計画 (第5期)			障がい福祉計画 (第6期)		障がい福祉計画 (第7期)			
障がい児福祉計画 (第1期)			障がい児福祉計画 (第2期)		障がい児福祉計画 (第3期)			

4. 計画の対象と範囲

本計画で記載している「障がいのある人」とは、障害者基本法で定められている「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病（特定疾患）、高次脳機能障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」人を総称するものとして使用し、その家族や地域、社会全体への働きかけを含めた施策を推進します。

5. 計画の策定体制

（1）アンケート調査

本計画の策定にあたり、九重町の障がい者・児を取り巻く現状や課題、今後の方向性を把握し、総合的な施策へ反映するため、九重町における障害者手帳保持者・制度利用者及び障がい福祉サービス提供事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

（2）策定委員会での意見聴取

自立支援協議会のメンバーから構成される策定委員会を設置し、日頃直面している九重町の障がい者を取り巻く現状や課題、さらには今後の方向性について協議、検討を行いました。

（3）パブリックコメントの実施

町のホームページ及び町内各地区の公民館・文化センター及び役場窓口で案を閲覧できるようにし、広く町民から意見を求めるパブリックコメントを令和6年1月10日から2月9日まで実施しました。

6. 障がいの表記について

一般的に「障害」に用いる「害」という漢字には、「損なう」「災い」等の意味があり、「有害」「被害」等、否定的でマイナスのイメージが強い言葉に用いられることから、不快感を覚えたりするなど、人権尊重の観点からも好ましくないとの意見があります。

本計画においては、少しでも否定的でマイナスなイメージを和らげるため、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、関係団体、関係施設等の名称を除き、「害」を「がい」として表記します。

第2章 九重町の現状



絵作者：石井 良さん

第2章 九重町の現状

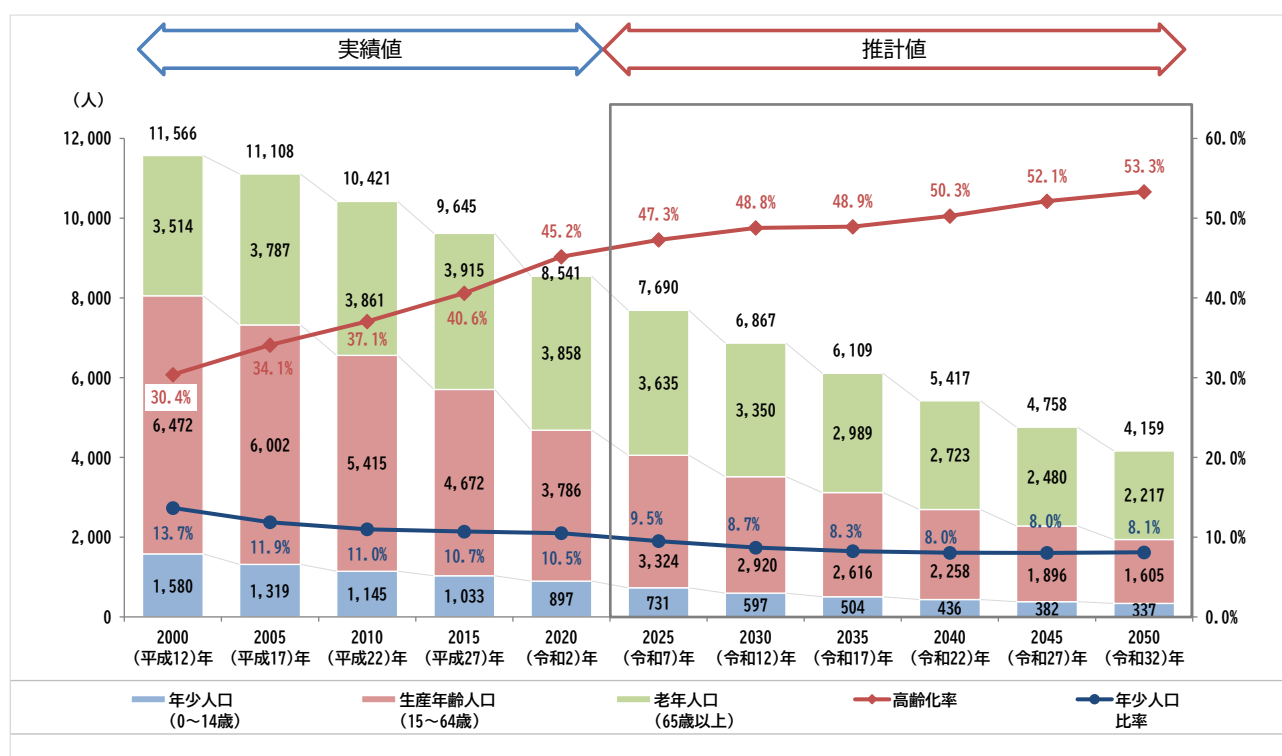
1. 統計データから見る九重町の現状

(1) 人口の状況

①人口3区分の推移

令和2（2020）年の国勢調査における本町の総人口は 8,541 人となっており、平成 12（2000）年と比較すると 3,025 人減少しています。今後の将来推計でも減少していくことが予測されています。

一方、高齢化率は増加を続けており、令和 12（2030）年以降は高齢化率が 50%近くになることが見込まれます。

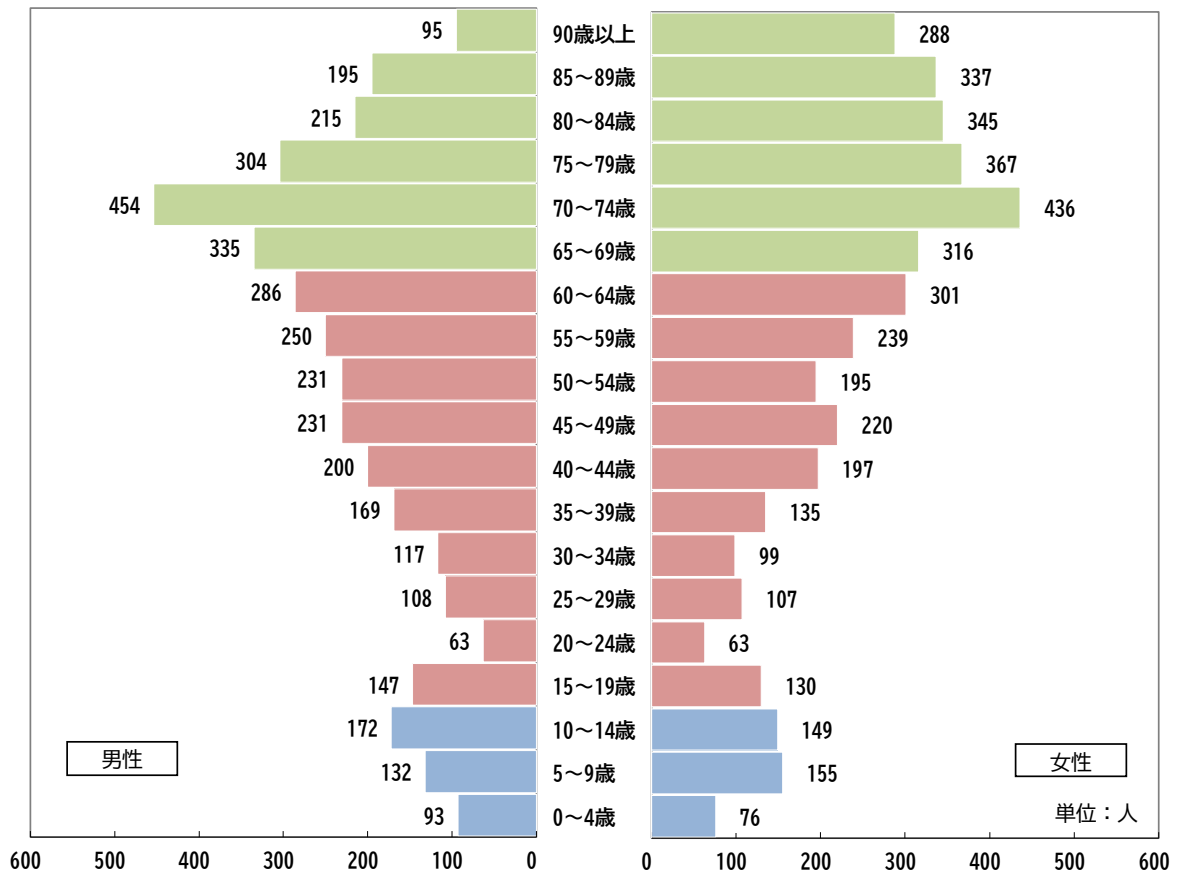


出典：国勢調査（平成 12（2000）年～令和 2（2020）年）、社人研 R5.12 推計（令和 7（2025）年～令和 27（2045）年）

	1995 (平成7) 年	2000 (平成12) 年	2005 (平成17) 年	2010 (平成22) 年	2015 (平成27) 年	2020 (令和2) 年	2025 (令和7) 年	2030 (令和12) 年	2035 (令和17) 年	2040 (令和22) 年
総人口	12,022	11,566	11,108	10,421	9,645	8,862	8,081	7,311	6,591	5,882
年少人口(0~14歳)	1,908	1,580	1,319	1,145	1,033	965	839	743	651	564
構成比	15.9%	13.7%	11.9%	11.0%	10.7%	10.9%	10.4%	10.2%	9.9%	9.6%
生産年齢人口(15~64歳)	7,150	6,472	6,002	5,415	4,672	3,938	3,473	3,076	2,812	2,500
構成比	59.5%	56.0%	54.0%	52.0%	48.4%	44.4%	43.0%	42.1%	42.7%	42.5%
15~39歳	2,623	2,339	2,134	1,903	1,684	1,394	1,222	1,063	942	843
構成比	21.8%	20.2%	19.2%	18.3%	17.5%	15.7%	15.1%	14.5%	14.3%	14.3%
40~64歳	4,527	4,133	3,868	3,512	2,988	2,544	2,251	2,013	1,870	1,657
構成比	37.7%	35.7%	34.8%	33.7%	31.0%	28.7%	27.9%	27.5%	28.4%	28.2%
老年人口(65歳以上)	2,964	3,514	3,787	3,861	3,915	3,959	3,769	3,492	3,128	2,818
構成比	24.7%	30.4%	34.1%	37.1%	40.6%	44.7%	46.6%	47.8%	47.5%	47.9%
65~74歳	1,799	1,951	1,822	1,603	1,616	1,736	1,471	1,148	911	827
構成比	15.0%	16.9%	16.4%	15.4%	16.8%	19.6%	18.2%	15.7%	13.8%	14.1%
75歳以上	1,165	1,563	1,965	2,258	2,299	2,223	2,298	2,344	2,217	1,991
構成比	9.7%	13.5%	17.7%	21.7%	23.8%	25.1%	28.4%	32.1%	33.6%	33.8%

②年齢別人口構成図

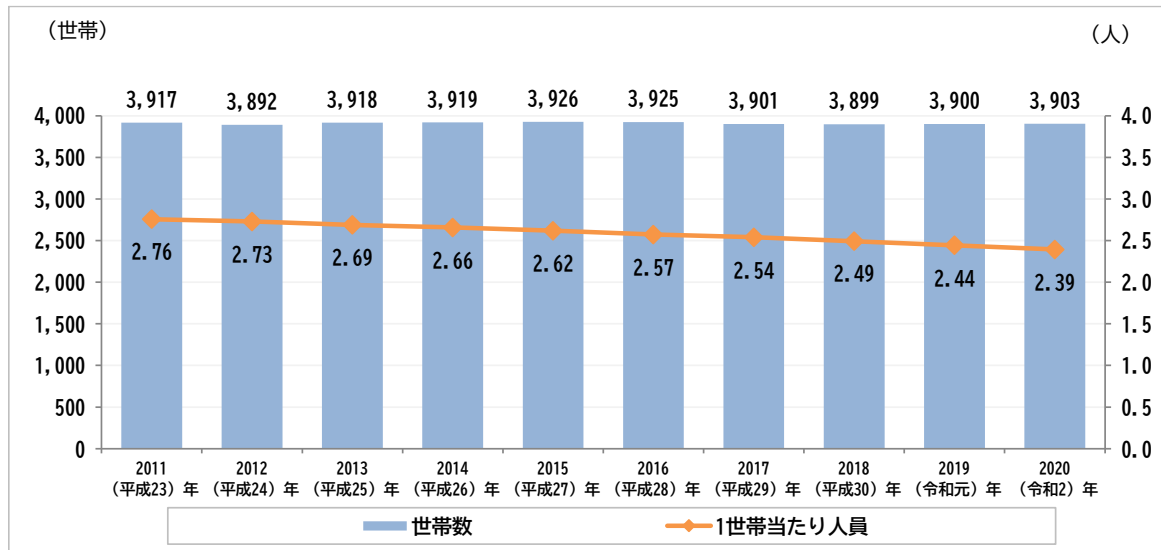
本町の人口を年齢階層別に見ると、男女ともに70歳~74歳の層が最も多くなっています。今後、さらに高齢化が進み、75歳以上の高齢者が増加することが見込まれます。



出典：令和5年10月1日 大分県の人口推計【年報】

(2) 世帯の状況

本町の世帯数は平成 23（2011）年以降ほぼ横ばいですが、1 世帯当たり人員は緩やかな減少傾向となっています。

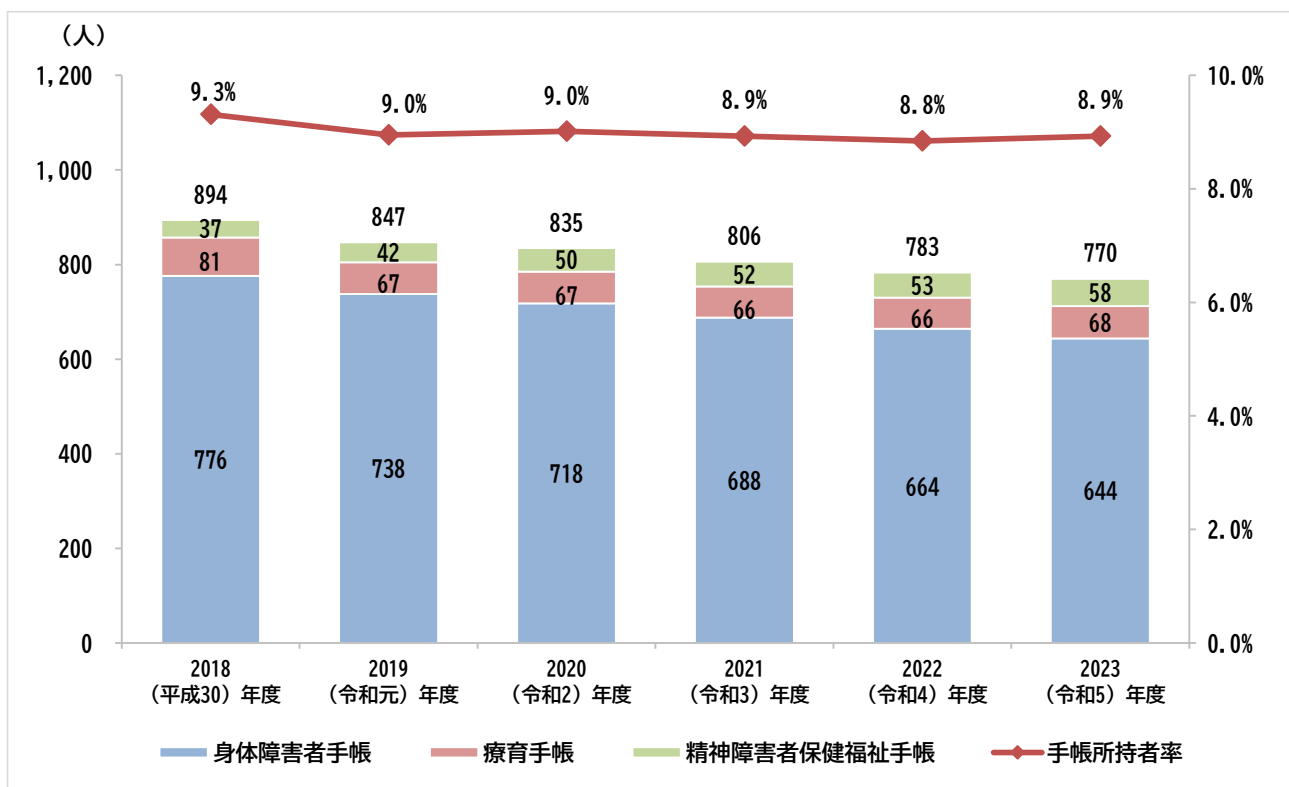


出典：住民基本台帳

(3) 障がい者の状況

①各手帳所持者数の推移

障害者手帳保持者数は、人口減少に伴い減少傾向で推移しています。



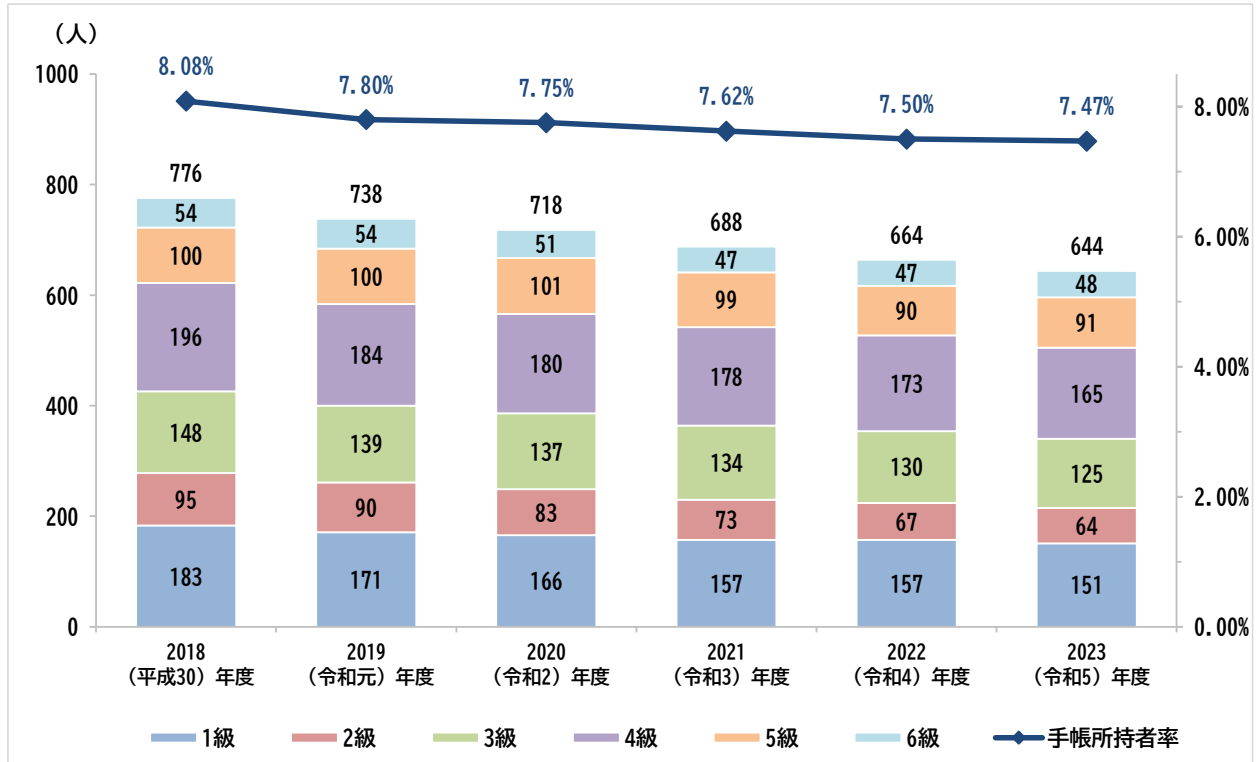
出典：健康福祉課調べ（各年3月31日現在）

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、減少傾向で推移しています。

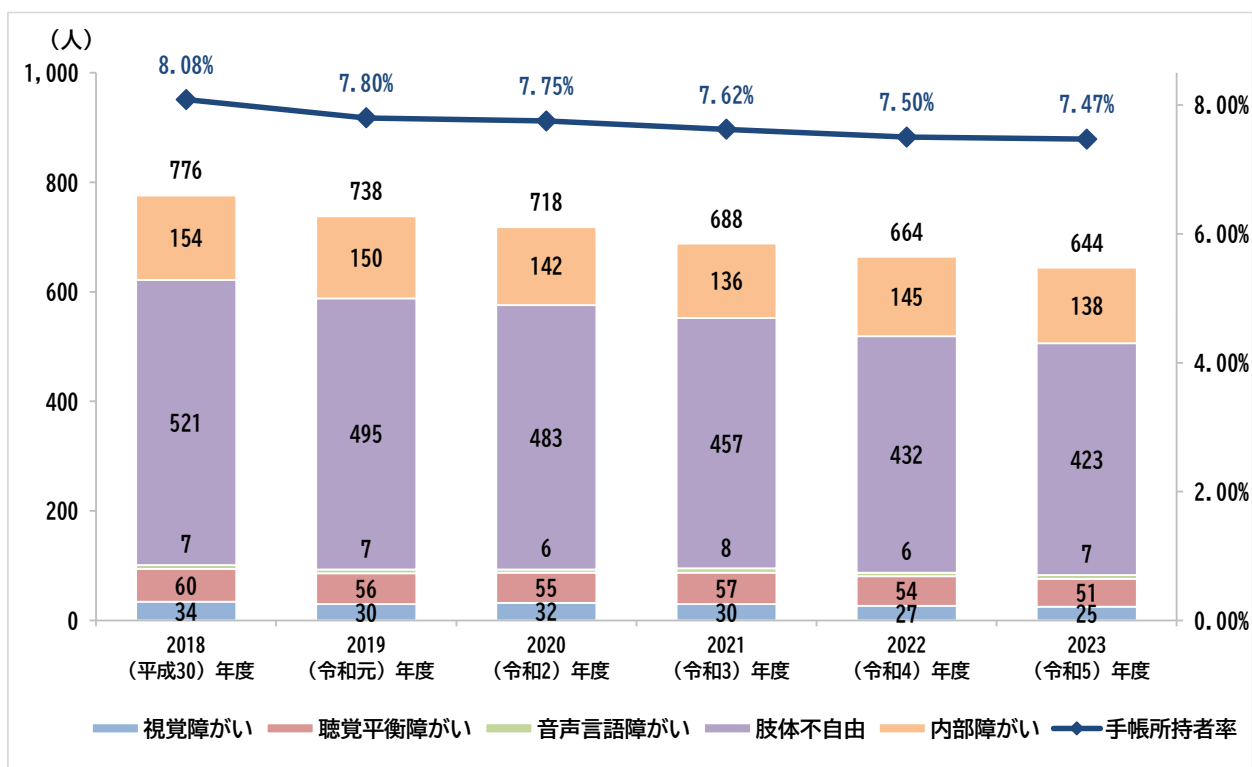
障がい部位別からは、特に肢体不自由の人が大半を占めていることがわかります。突然の事故・病により手帳を取得する人や、老齢化に伴い疾病を発症する人など様々です。

■障がい程度等級別身体障害者手帳所持者数の推移



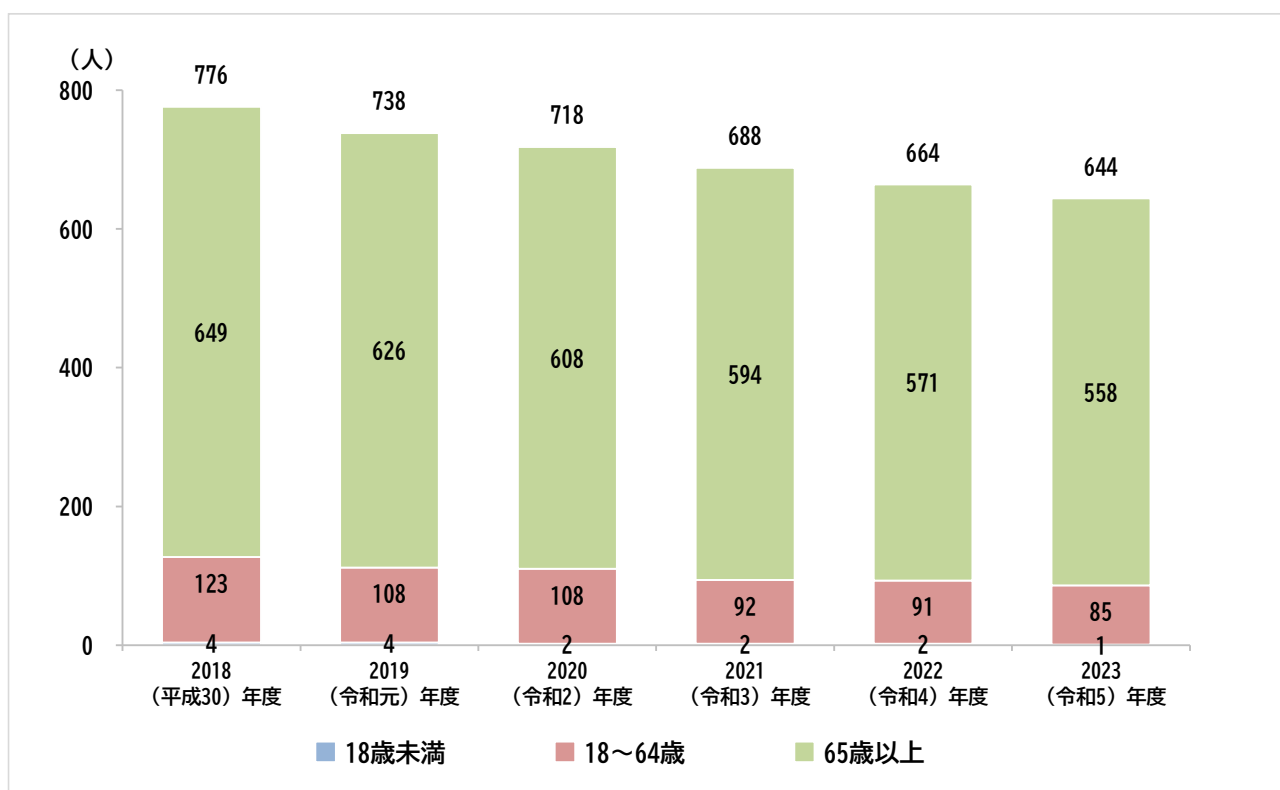
出典:健康福祉課調べ(各年3月31日現在)

■障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



出典:健康福祉課調べ (各年3月31日現在)

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移

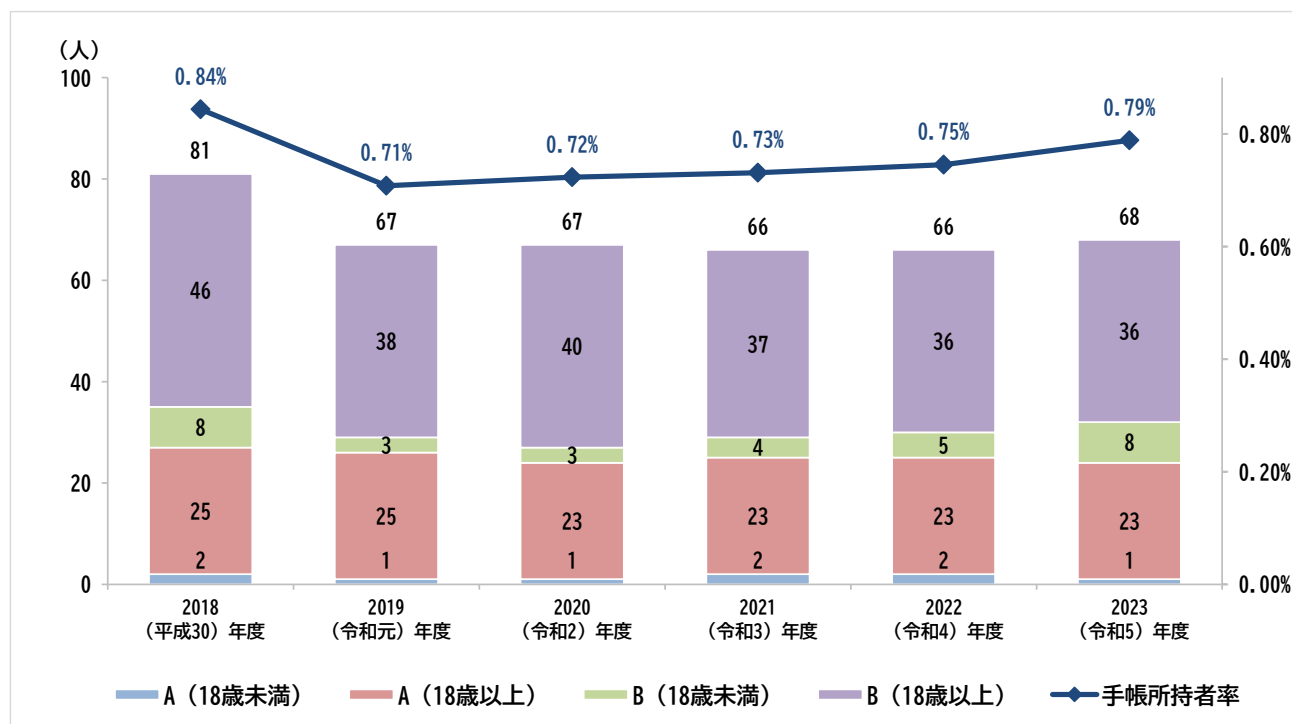


出典:健康福祉課調べ (各年3月31日現在)

③療育手帳所持者の状況

令和元(2019)年以降の療育手帳所持者は、ほぼ横ばいで推移しているものの、知的障がいのある人については、必ずしも療育手帳の交付を受けているわけではないため、実数を把握することはできません。

■障がい程度別療育手帳所持者数の推移



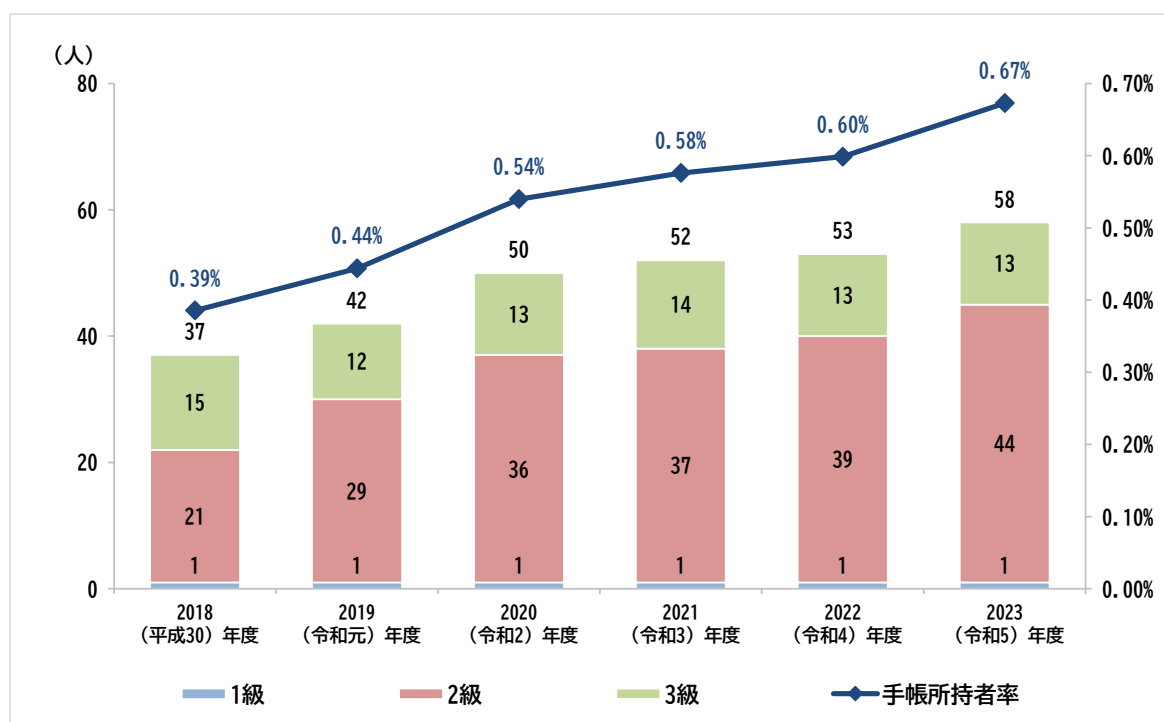
出典:健康福祉課調べ(各年3月31日現在)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあります。全国的に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は大幅に増加しており、長引く不況などによる労働環境の悪化や生活不安などストレスの増加に加え、障がい者雇用の促進による取得の増加が要因と考えられます。

また、精神障がいのある人が、必ずしも手帳の交付を受けているわけではないため、実数を把握することはできません。ほとんどの人が自立支援医療（精神通院）受給者として通院による治療を受けています。

■障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

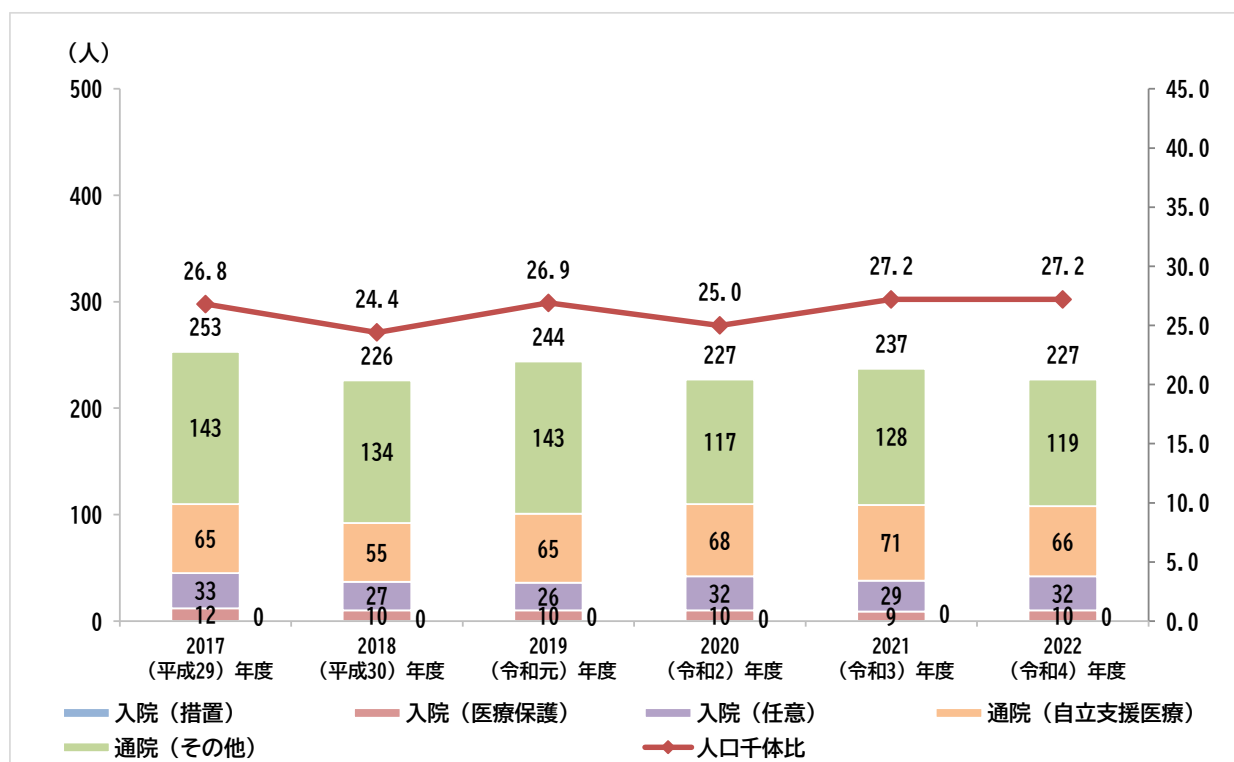


出典:健康福祉課調べ (各年3月31日現在)

④ 医療保護入院及び自立支援医療※¹ 受給対象者数の状況

医療保護入院制度により入院をしている人は、横ばいで推移しており令和4年6月末では42人となっています。また、自立支援医療受給対象者は、増減はあるものの70人前後で推移し、その他の通院は減少傾向となっています。

※自立支援医療・・・身体障がいのある人のための「更生医療」、障がいのある児童のための「育成医療」、及び精神障がいのある人のための「精神通院医療」の総称で、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、公費で医療費負担額を軽減しています。ここでは「精神通院のみ」の記載となります。



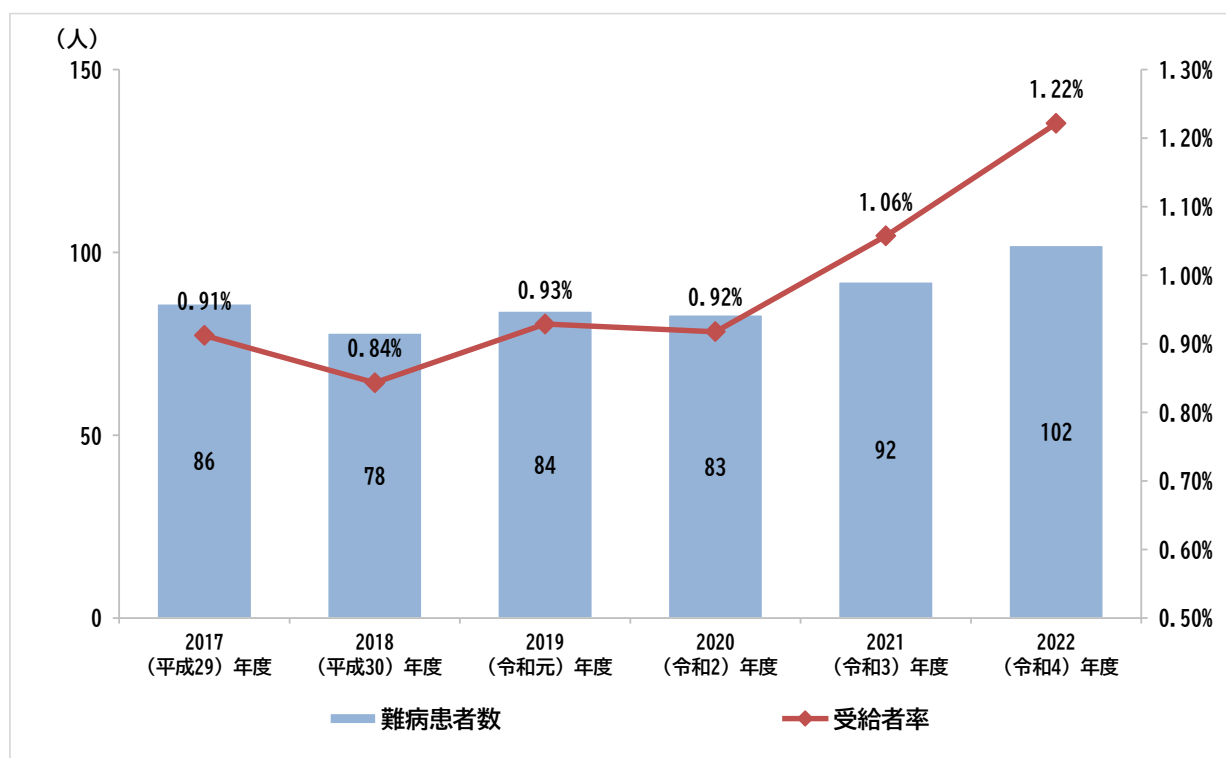
出典:県障害福祉課調べ(各年度6月30日現在)

精神通院	精神通院は、統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療費の支給を行うもの。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

⑥難病患者数の状況

原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれのある疾病のことを難病と言います。長期療養が必要で患者の負担が大きい難病は、110 疾病が指定され平成 27(2015) 年 1 月から医療費助成が開始されました。さらに、同年 5 月には 196 疾病が追加され、合計 306 疾病が対象となることになり、追加分と併せて同年 7 月から医療費助成が開始されました。

また、障害者総合支援法の対象となる疾病についても平成 29 (2017) 年 4 月には 332 種から 358 種へ拡大され、令和元 (2019) 年 7 月には 361 種へ見直されました。さらに、令和 3 年 11 月には、366 種への見直しが行われました。



出典：大分県西部保健所報より（各年3月31日現在）

⑦障がい児の療育、就学の状況

①18歳未満の障がい児の年齢層別内訳（令和5年3月末日現在）

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障害者手帳（人）	0	1	0	1
療育手帳（人）	0	7	2	9
精神障害者保健福祉手帳（人）	0	2	0	2

②障がい児通所サービス等受給児童数（令和5年4月1日現在）

サービス等名称	児童数
児童発達支援	6
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	11
保育所等訪問支援	4
障がい児相談支援	17

③小、中学校の特別支援学級在籍者状況

小学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）						
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
平成30年度	6	1	0	0	0	1	0	0	1
令和元年度	6	1	0	0	0	0	1	0	1
令和2年度	6	4	3	0	0	1	1	2	7
令和3年度	6	4	0	5	0	0	1	1	7
令和4年度	6	3	2	0	5	0	0	2	9
令和5年度	6	2	0	2	0	5	0	0	7

（注）院内学級を除く

中学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）			
			1年生	2年生	3年生	計
平成30年度	1	2	2	2	0	4
令和元年度	1	2	1	2	2	5
令和2年度	1	2	2	0	2	4
令和3年度	1	2	2	3	0	5
令和4年度	1	2	1	2	3	6
令和5年度	1	2	4	1	2	7

資料：各年度 5月1日現在 町教育委員会

④特別支援学校の在籍者状況

小学部

	児童数（人）			
	低学年	中学年	高学年	計
平成30年度	1	0	0	1
令和元年度	1	0	0	1
令和2年度	0	1	0	1
令和3年度	0	1	0	1
令和4年度	0	0	1	1
令和5年度	0	0	1	1

中学部

	生徒数（人）			
	1年生	2年生	3年生	計
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0

高等部

	生徒数（人）			
	1年生	2年生	3年生	計
平成30年度	0	3	5	8
令和元年度	0	0	3	3
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	1
令和4年度	0	1	0	1
令和5年度	1	0	1	2

※九重町在住児童・生徒数／支援学校在籍児童

資料：各年度5月1日現在 県立支援学校

2. 福祉に関するアンケートから見る九重町の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和6（2024）年度を初年度とする本計画の策定に向け、町内在住の障がいのある人・障がいのある児童の生活の状況や今後の生活についての意見や潜在的なニーズ（サービスの利用意向・福祉に関する意見等）、おかれた環境やその他の事情等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査の実施要領

調査期間：令和5（2023）年7月18日から8月7日

調査対象者：町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、指定難病受給者証の所持者、及び障がい福祉サービス利用者（18歳未満は、保護者が対象）

調査方法：郵送法（郵送による調査票の配布・回収）

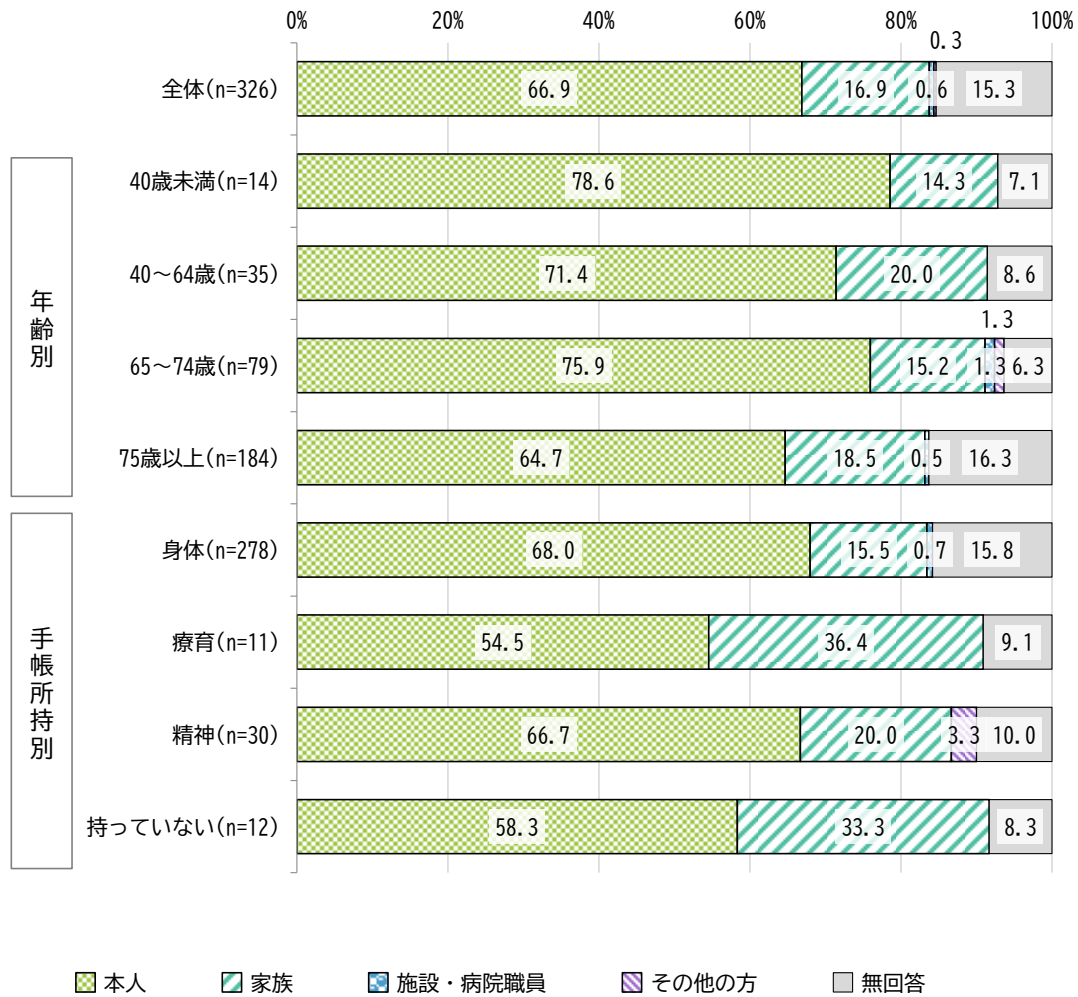
	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者	725件	326件	45.0%
障がい児	24件	11件	45.8%

③調査結果利用上の注意

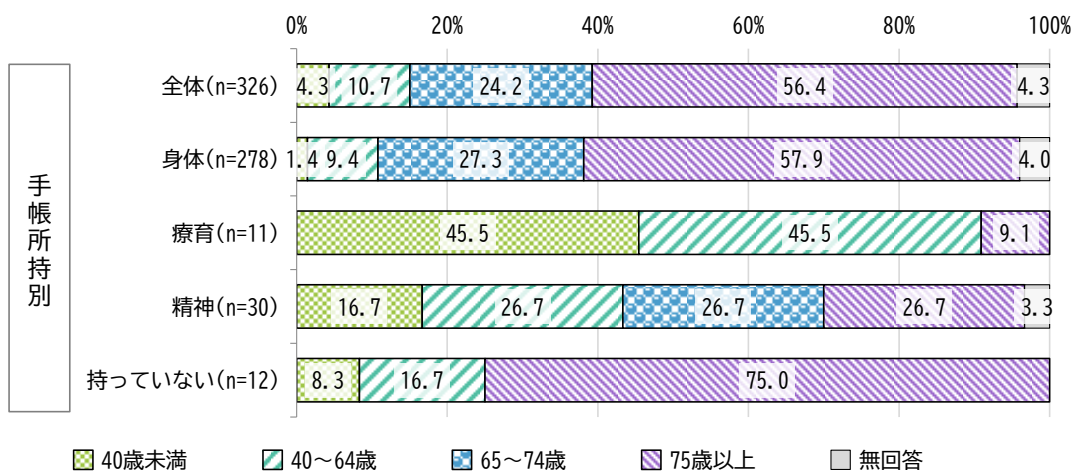
- ・各設問のn=は、回答者数を表しています。
- ・回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- ・数表・図表は、スペースの都合上、文言や数値等を省略している場合があります。

(2) 回答者の属性

①回答者



②年齢



(3) アンケート調査から見た課題

課題1 自立した生活確立のための身近な相談体制・情報提供体制の構築

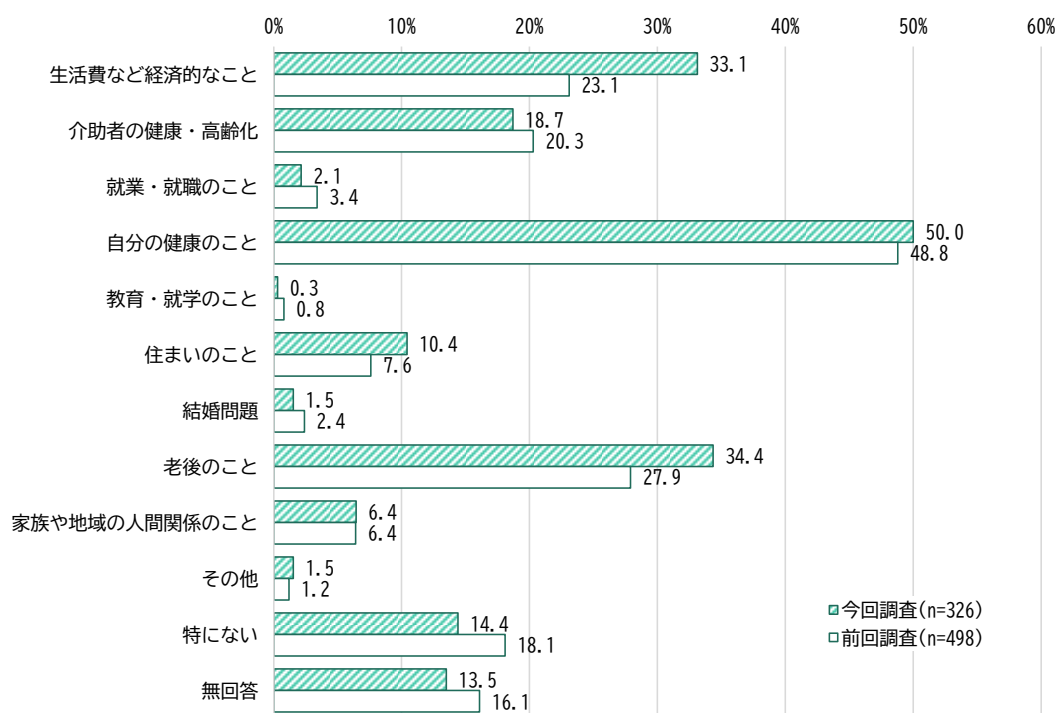
障がいのある人へのアンケートでは、現在抱えている不安や悩みとして「自分の健康のこと」(約半数)、「老後のこと」及び「生活費など経済的なこと」(約3割)、「介助者の健康・高齢化」(約2割)などが多くあげられていました。

これを前回調査と比較すると、上位3位の項目及び順位に変化はありませんが、いずれの項目においても悪化しており、今後、多様化・複雑化する課題に対応するため包括的な支援体制が求められています。

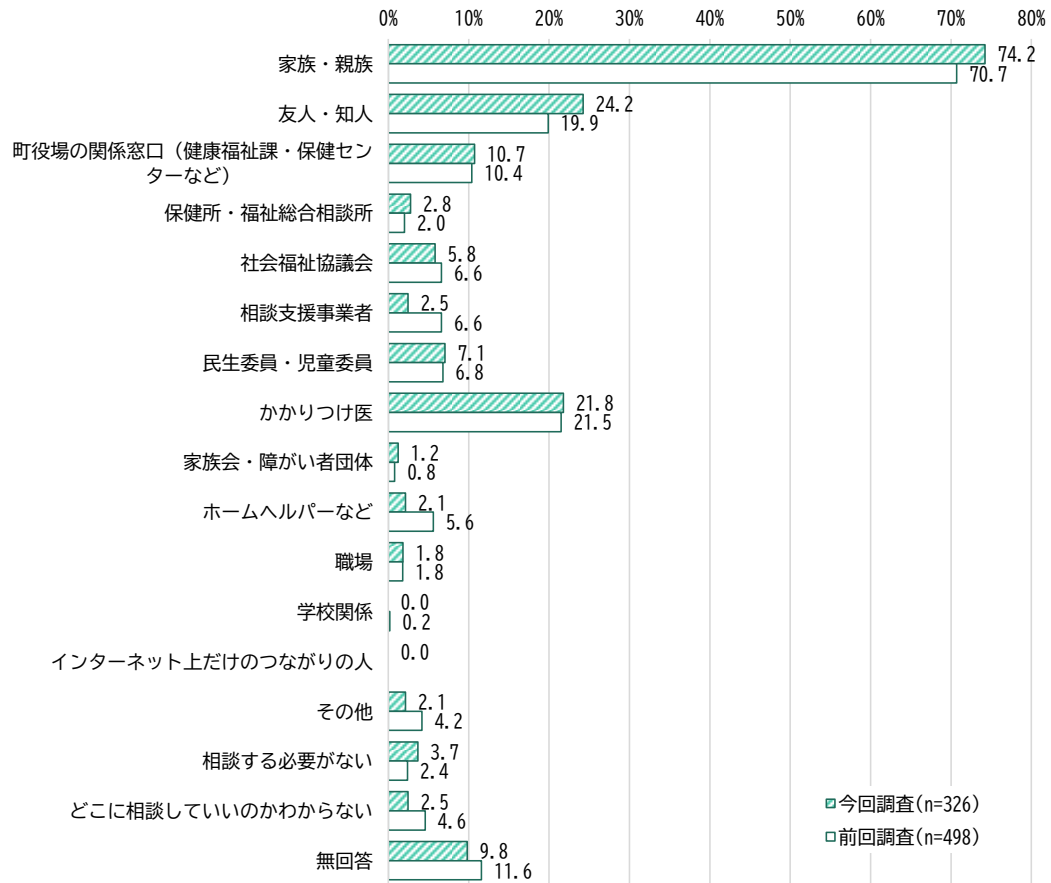
これらの不安や悩みを相談する先は「家族」が7割超で圧倒的に多く、「友人・知人」、「かかりつけ医」が2割程度でした。

相談先は身近な「家族」や「友人・知人」に集中しがちになることが容易に想像できます。まず、ご本人やご家族等、身近な人に情報が届くように周知を図っていくことが必要です。また、町役場を筆頭に公的機関や他の支援者にも気軽に相談できるよう、相談支援体制づくりを続けていくことが求められます。

【あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。(複数回答)】



【あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答)】



課題2

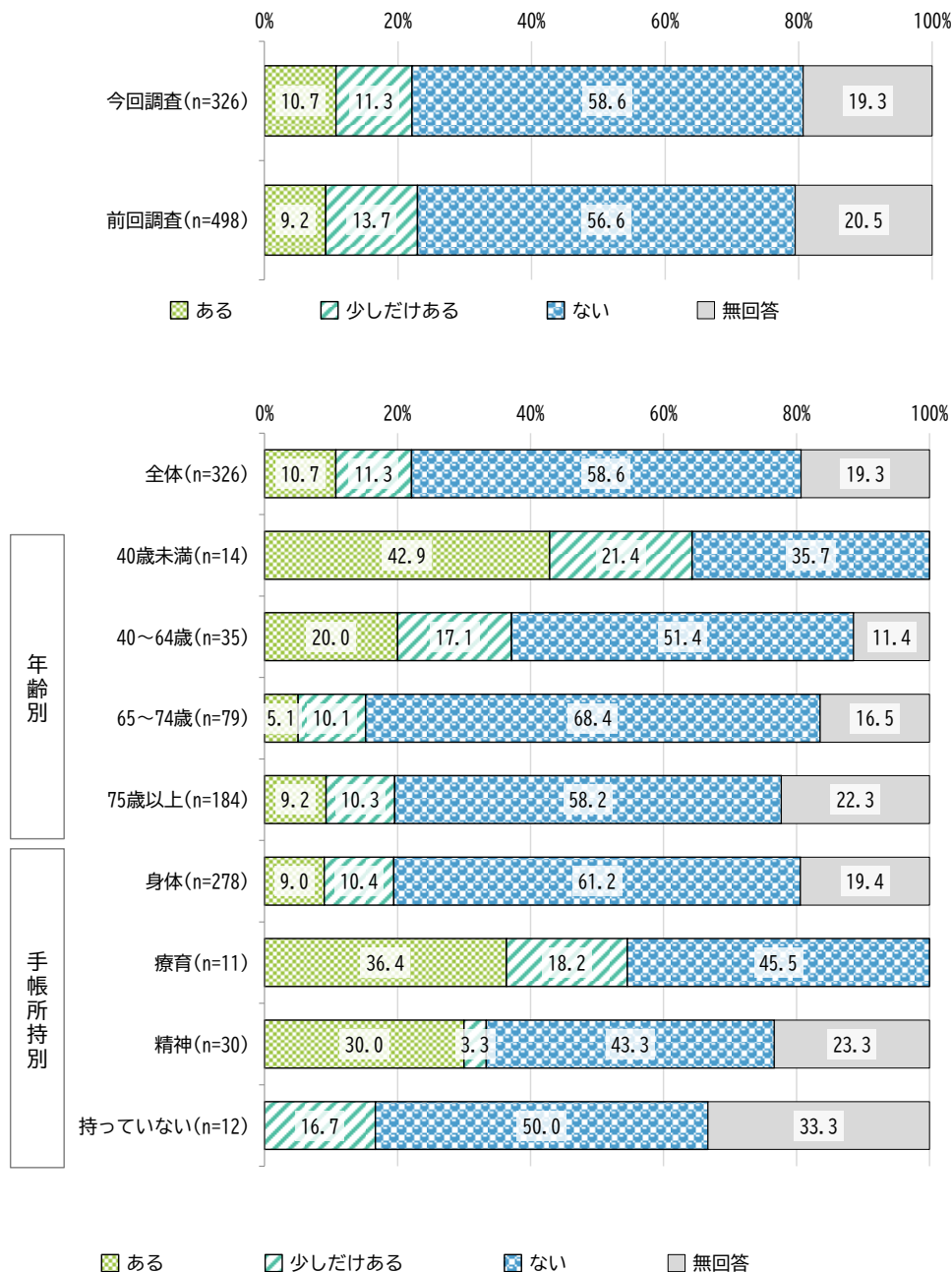
障がいへの地域における理解促進

差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人の割合は、10.7%となり前回の9.2%より1.5ポイント悪化しています。「少しだけある」を加えた割合は2割程度となっています。

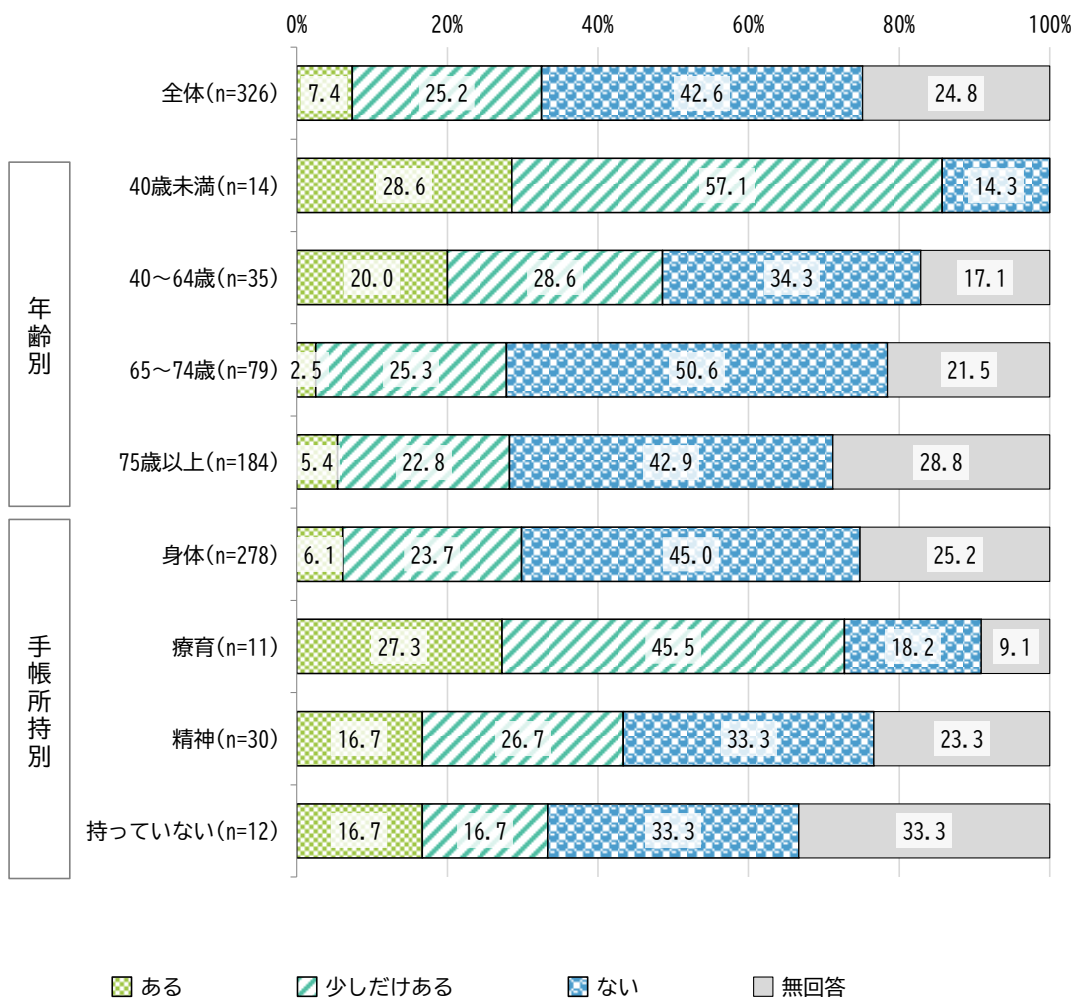
また、配慮してほしいと思ったことがある人は3割を超えています。

障がいに対する理解は進んでいるものの、こうした経験は、外出先に限らず住んでいる地域においても感じたことがあると回答する人もみられ、学校や職場も含め、インクルージョンの理念のもと地域での理解促進を図っていく必要があります。

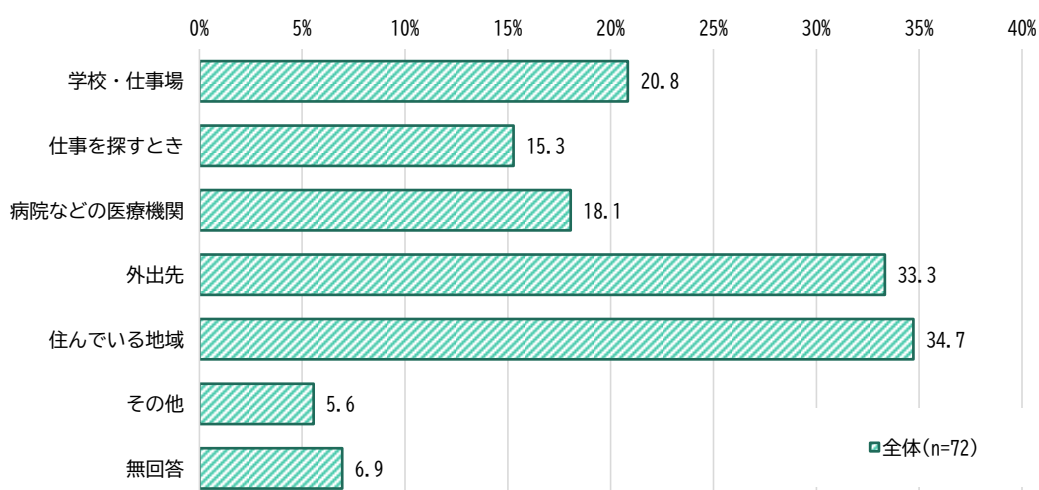
【あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。】



【ご自分に対して、配慮して欲しい（配慮が足りない）と思ったことはありますか。】



【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答）】



課題3 障がいのある人が働ける環境づくり

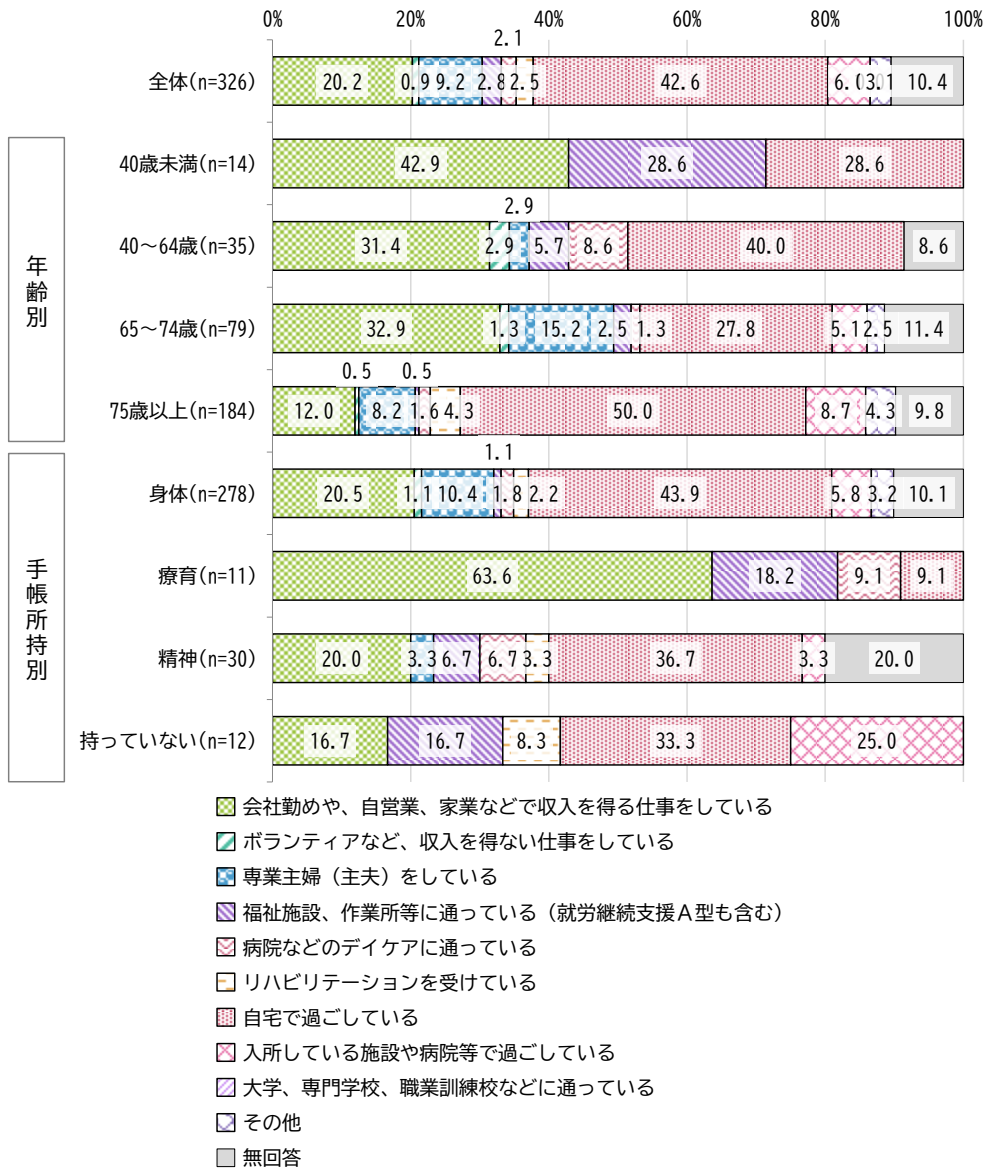
回答者のうち 65 歳以上の方が約8割を占めることもあり、「会社や自営業などの仕事をしている」人は、約2割となっています。

「仕事はできない、したくない」理由については、40 歳未満では「働きたくない」が最も高くなっています。

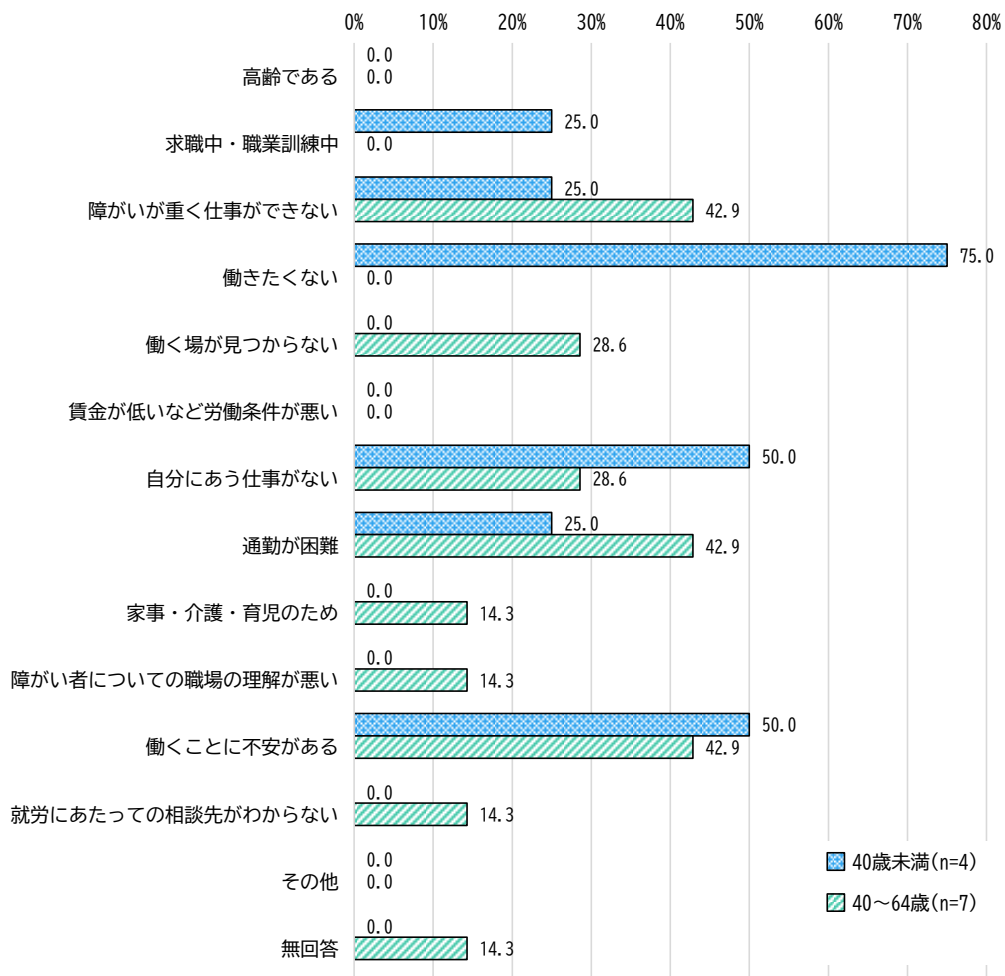
また、就労するために必要なことについては、「自分自身が健康管理に気をつけること」が3割弱と最も多く、「自分自身が仕事にやる気をもつこと」が2割弱でした。

自分に合った仕事に就けること、就労先が障がいを理解して雇用すること、これらによって職場定着も増加すると考えられます。そのために企業には障がいへの理解を深めてもらうこと、また、障がいのある人へは、就労前の情報提供や就労後のバックアップなどが必要となります。

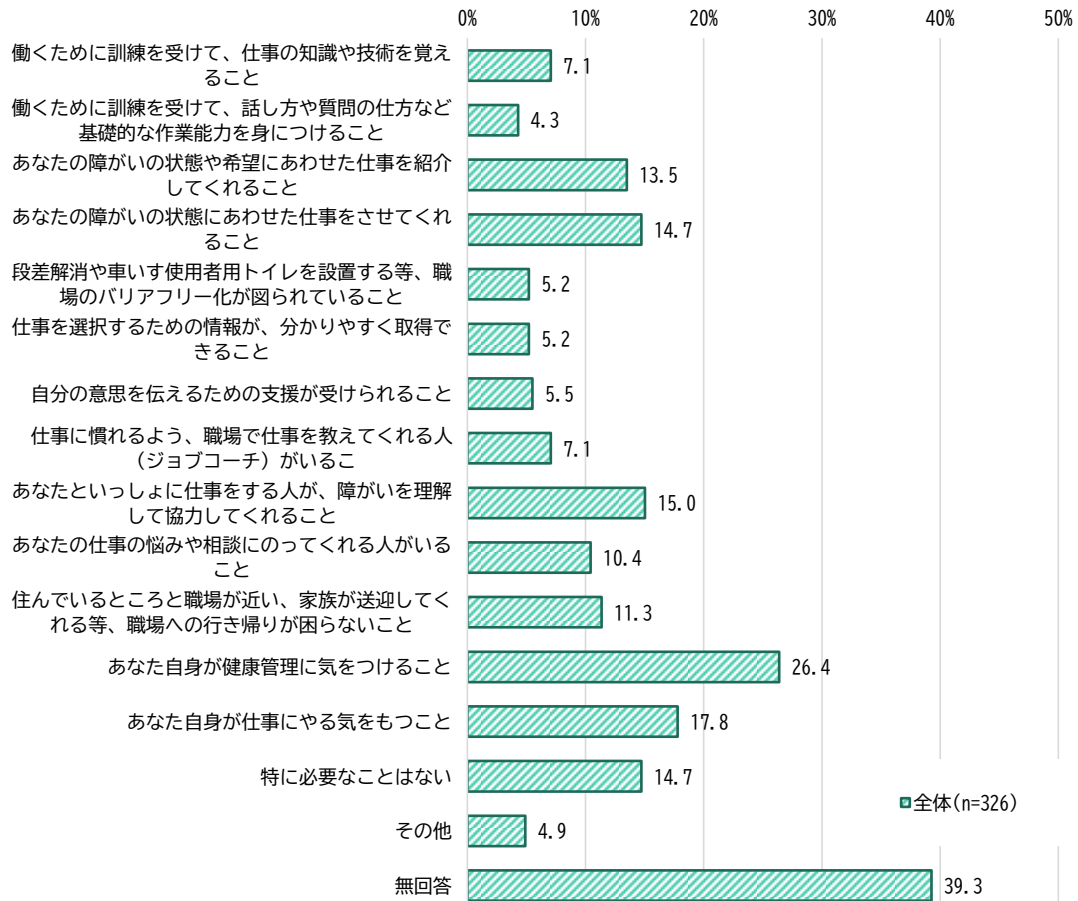
【あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。】



【「仕事はできない、したくない」理由は何ですか。(複数回答)】



【あなたが会社などで就労するためには何が必要だと思いますか。(複数回答)】



課題4 障がい児支援体制の計画的な構築

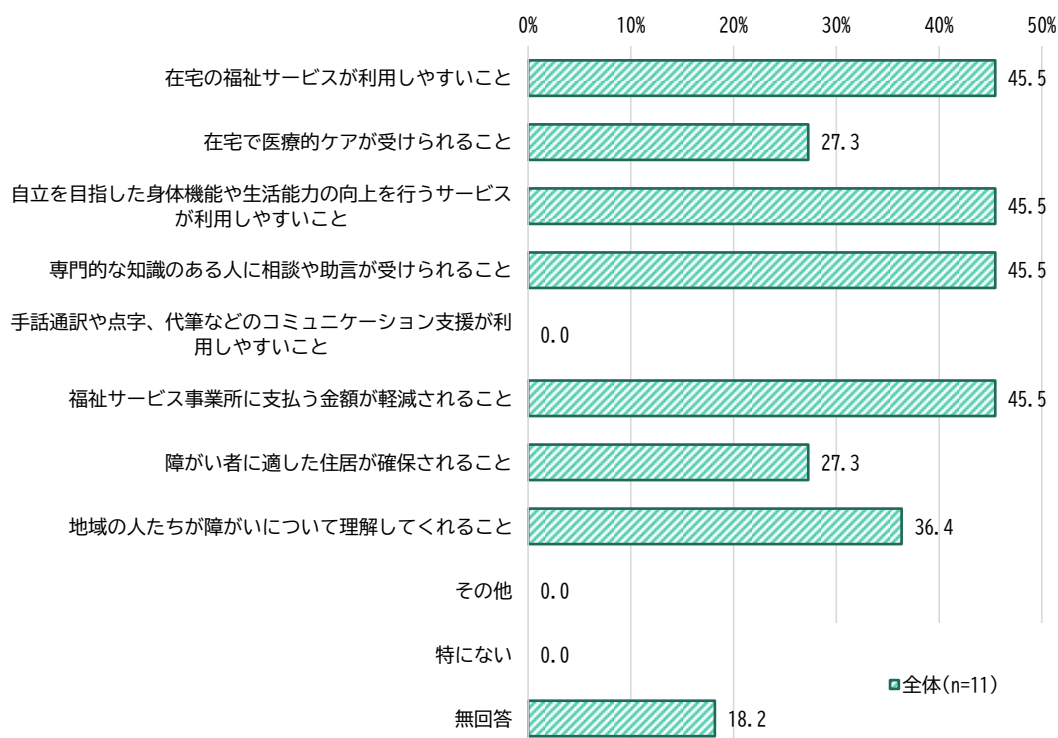
お子さんが地域で生活するために必要なことについては、「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」「福祉サービス事業所に支払う金額が軽減されること」が共に45.5%と最も高くなっています。

保護者自身の悩みについては、「経済的なこと」が63.6%と最も高く、次いで「あなたや家族の将来の生活設計のこと」54.5%、「精神的な負担が大きい」45.5%となっています。

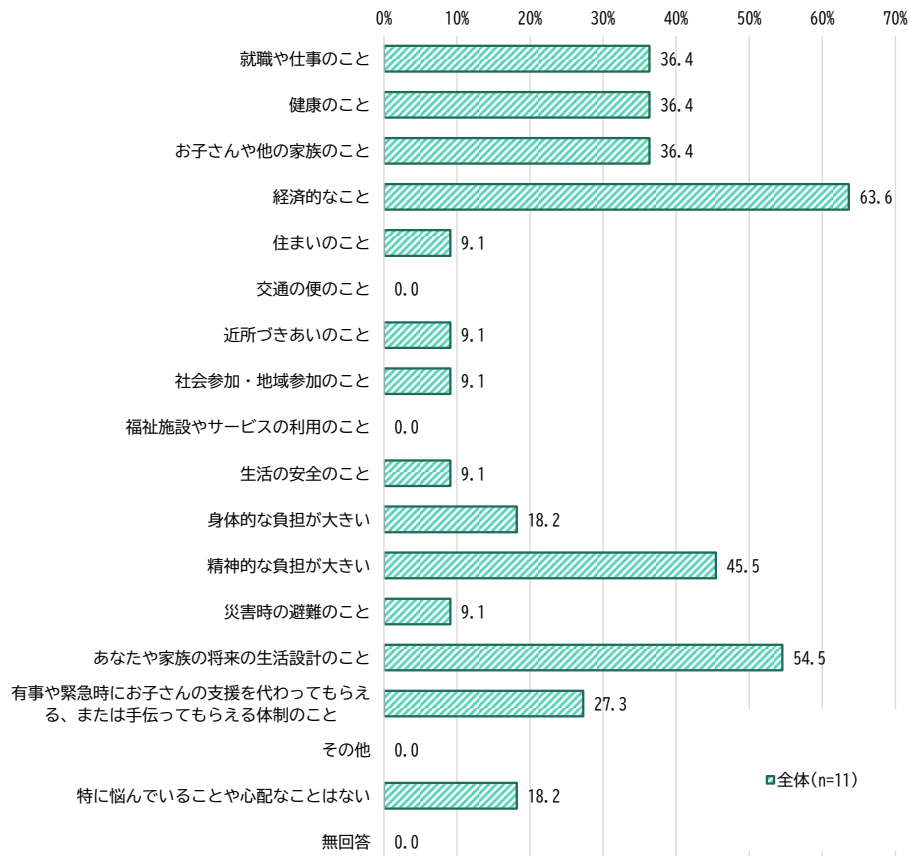
今後とも早期から支援の充実を図り、福祉施設や教育機関それぞれの連携など、一人ひとりの障がいの状態に応じた支援を提供できるようにすることが必要です。

また、障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要だと思うこととしては、「手当制度の充実」と「将来の就労の場」が63.6%と最も高くなっています。

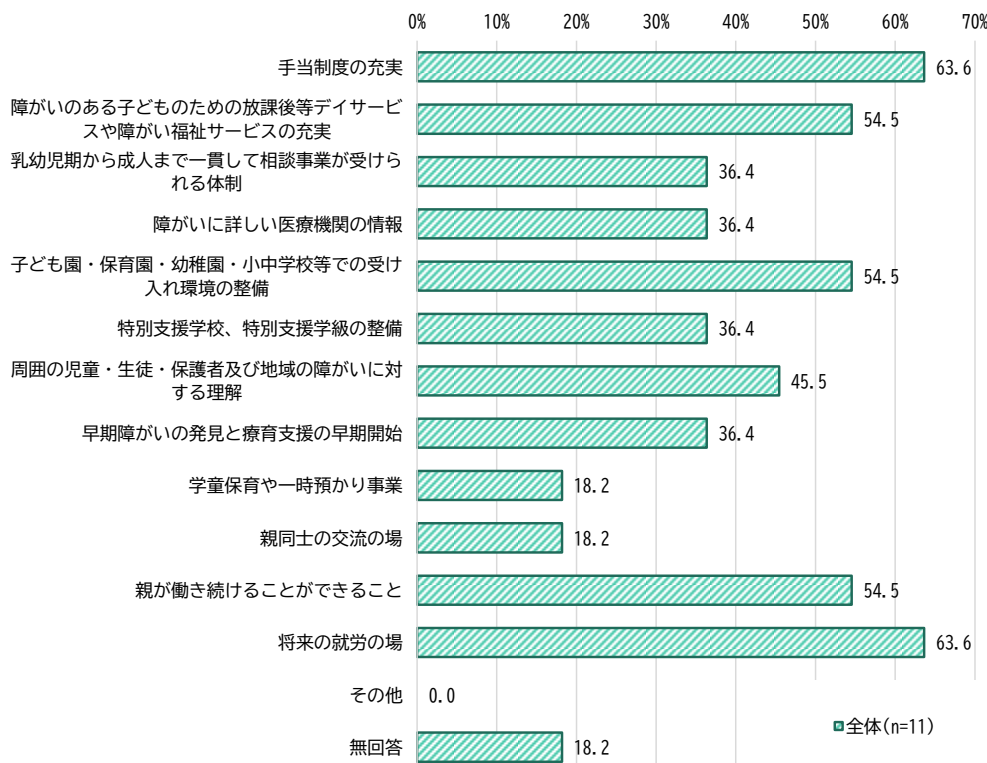
【地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）】



【保護者自身が悩んでいることはありますか。(複数回答)】



【障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるためには、何が必要だと思いますか。(複数回答)】



課題5

障がいのある人もない人も共に生きる環境づくり

希望する暮らしを送るためにあればよいと思う支援については、「経済的な負担の軽減」(33.7%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(33.1%)の割合が高くなっています。

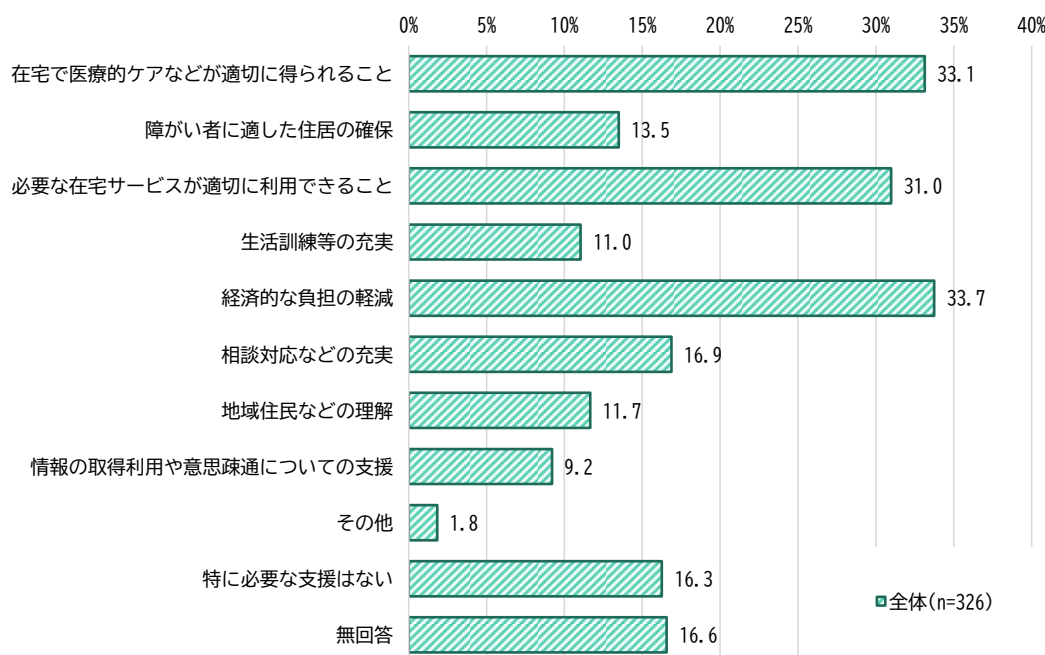
また、外出する時に困ることとしては、「歩道、車道、段差などの障害物」(20.0%)が最も高くなっています。

福祉サービス等の情報の入手先については、「町・県の広報紙」(35.0%)、「家族・友人」(29.4%)と高くなっていますが、その他多様な方法により情報を入手している様子が伺えます。

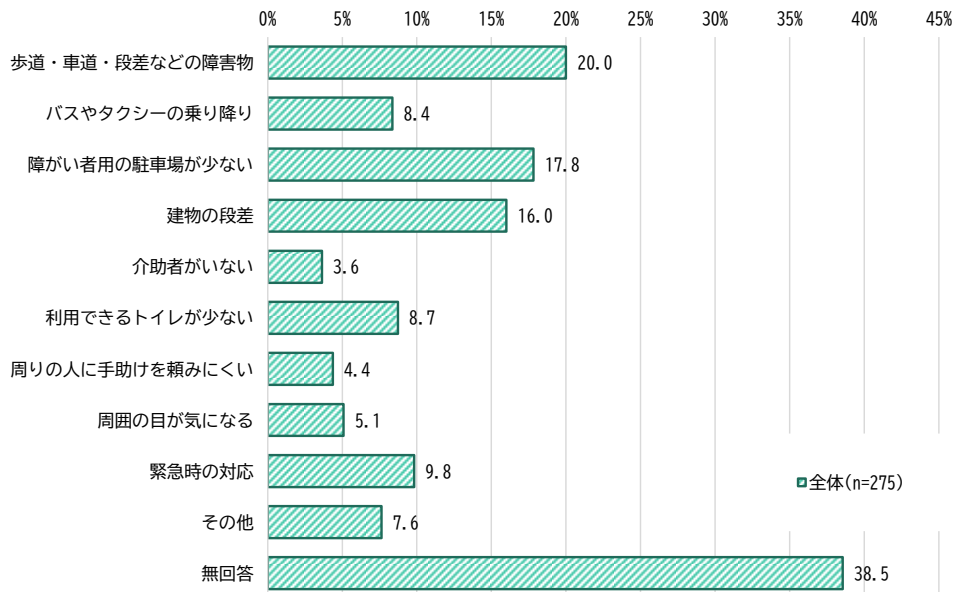
障がいのある人もない人も地域でともに生活を送るのに、知り合いを増やすことは大事なことです。その意味で日常の買い物や地域行事やお祭りに参加することは有意義なことと考えられます。また、障がいを持つ人の個性に合わせた「スポーツやレクリエーション」の振興も必要であり、文化・芸術活動などにも参加することで「生きがい」や「達成感」を感じ、充実した生活につながります。

こうしたことを地域内でも行い、住民との交流を図り、社会参加への意欲を高めることは重要なことと考えられます。地域内でも障がいのある人が参加しやすい環境づくりが必要です。

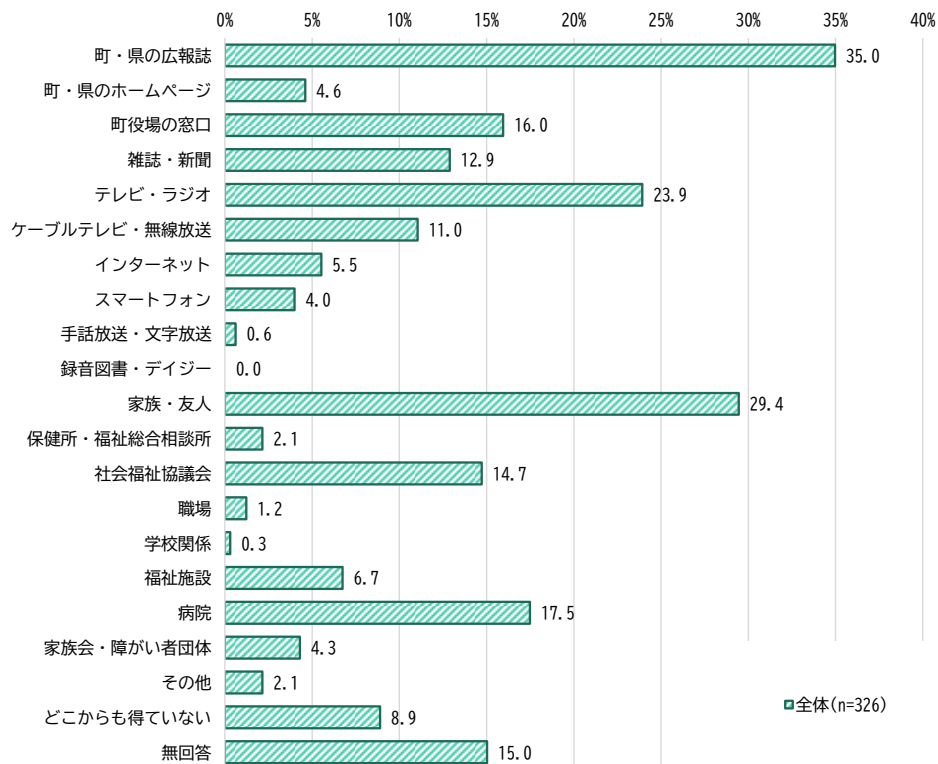
【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)】



【外出する時に困ることは何ですか。(複数回答)】



【障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、普段どのようにして知ることが多いですか。(複数回答)】



課題6

災害時を想定した避難体制の整備

近年、大分県内でもこれまでにない大きな自然災害が多く発生しています。

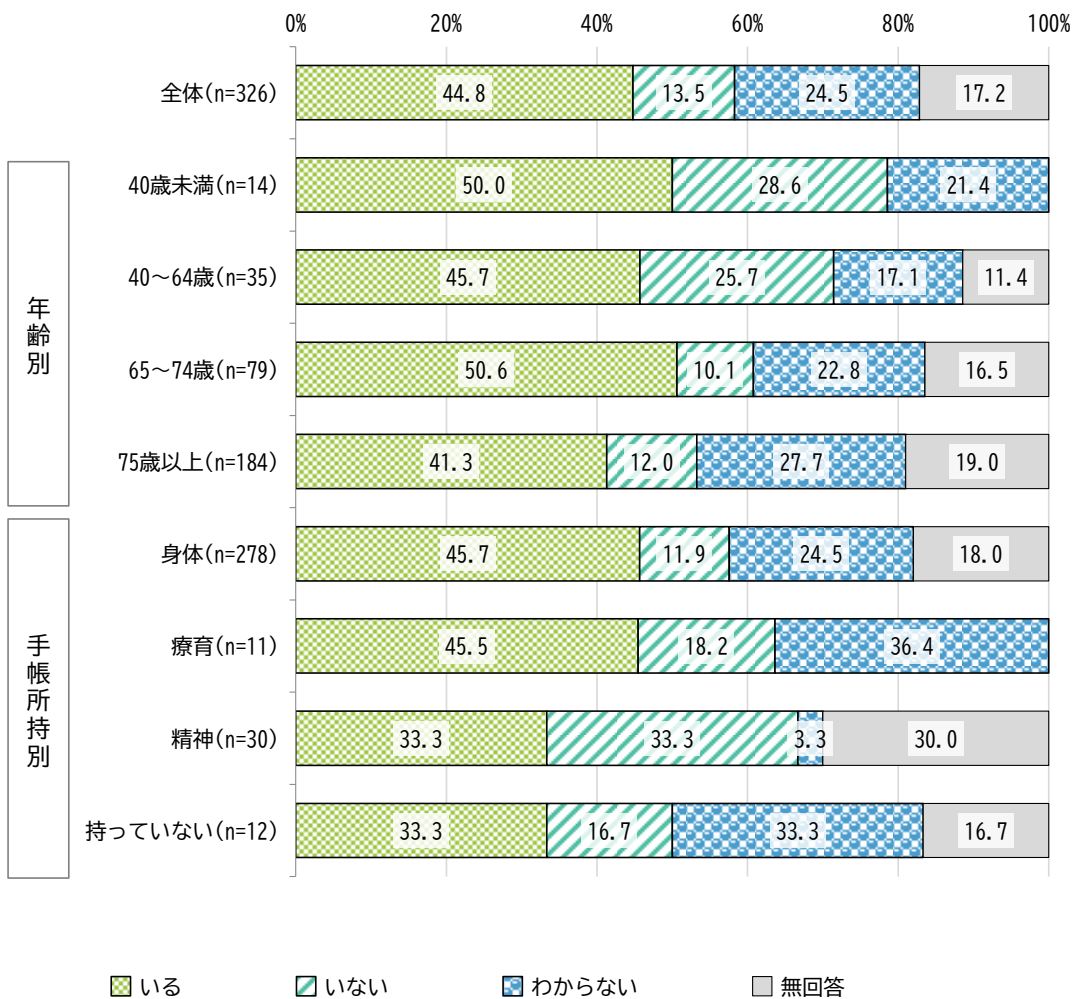
災害時に近所に助けてくれる人が、「いるかわからない」、「いない」と回答した人が約4割となっており、防災見守りマップづくりの推進と個別避難計画の策定が必要です。

一方、災害時要援護者支援制度の登録については、「登録をしていない」（44.5%）、「制度を知らない」（31.3%）人が7割を超えています。

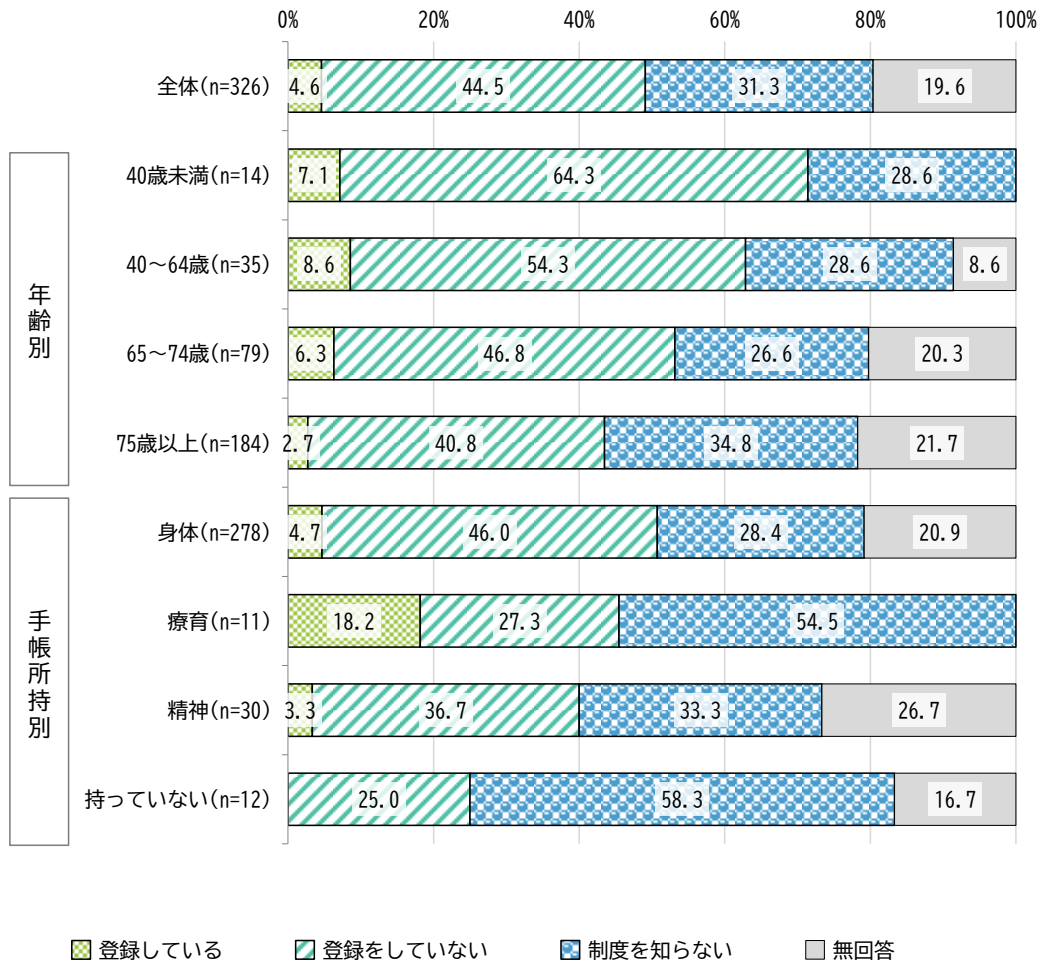
しかし、実際には災害時要支援者台帳への登録は進んでおり、登録できていることへの認識が出来ていないことが伺えます。制度の周知をすすめ、緊急時に無事に避難できるか、避難先での生活が安心しておくれるかという点に対する整備が必要です。

また、災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が約3割と最も多くなっており、避難への不安を軽減するために、障がいのある人の避難や障がい特性を踏まえた福祉避難所の確保・整備、周知を行っていくことが必要です。

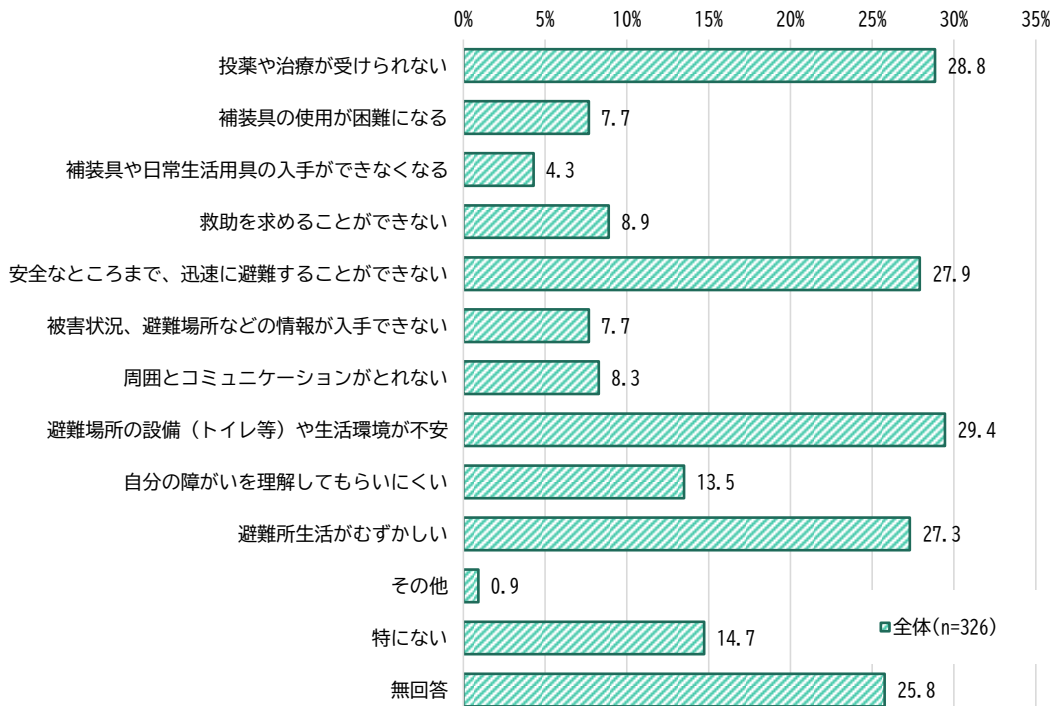
【家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。】



【災害時要援護者支援制度の登録をしていますか。】



【災害時に困ることは何ですか。(複数回答)】



3. 団体等調査結果から見る九重町の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

九重町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定にあたり、各種団体やサービス提供事業者等に運営状況や利用者、今後の意向などを把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的に実施しました。

②調査の実施要領

調査期間 : 令和5(2023)年7月18日から8月7日

調査方法 : 郵送法(郵送による調査票の配布・回収)

対象者	回答数
障がい福祉団体	3件
教育機関	1件
障がい福祉サービス提供事業者	8件

③調査結果利用上の注意

- 各設問のn=は、回答者数を表しています。
- 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超える場合があります。
- 数表・図表は、スペースの都合上、文言や数値等を省略している場合があります。

(2) 調査結果の概要 (障がい福祉団体)

① 活動する上で、困っていること (複数回答)

選択肢	回答数	選択肢	回答数
事業の企画	-	運営方法	-
活動場所の確保	-	交通手段	2
会員の意識	2	後継者問題	2
社会の認識	1	ネットワークづくり	-
行政支援	-	財政的支援	-
人的支援	1	その他	-
特にない	1		

② 障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと (複数回答)

選択肢	回答数	選択肢	回答数
参加しやすい配慮	2	行事・活動の充実	1
施設の改善	-	交通機関・道路の改善	2
広報の充実	-	ボランティア等の育成	1
家族の支援	-	障がいのある人の意欲	2
その他	-	特にない	-

③ 今後取り組んでいきたいこと

今後取り組んでいきたいこと
当事者の家族支援。「家族による家族学習会(仮称)」を少人数単位で開催したい。同じ思いや悩みを感じる家族同士が心を許し、他では言えないことをここでなら話せるという場所づくり。
障がいのある人の立場になって考えてほしい。町内で生まれ育って働くのが当たり前であってほしい。親亡き後を町内で生活できるように考えたい。
色々な事に取り組む活動をしていきたいが、新会員の加入がなく、会員も高齢化し、会員数も減少しています。役員の代わりもなかなか出来ない近年です。組織として事業活動計画を実施しがたい状況です。障がい者手帳を受給している人達にどうにかして加入促進し会の運営に努めたい。

(3) 調査結果の概要（教育機関）

① 障がいのある子どもたちに対する支援を行う上での課題や問題点

- ・課題が複雑→障がいによるものだけでなく、家庭環境、本人の成育歴、学習歴、人間関係、コロナなど様々な要因が、複雑に絡み合い、課題や問題の解決を困難にしている。
- ・家庭、学校（教育）、福祉、医療等関係機関の連携が大切であると感じている。特に、相談支援専門員の役割は重要でどの家庭も、早い時期から相談支援事業所との関わりを持っておくということが、今後の課題と考える。
- ・各機関がそもそも少ないので、まずは行政が「繋ぐ」ということが大切であると考え。学校関係者も福祉等への理解はあまり高くないことが多い。

② 児童・生徒や保護者から多い相談ごと

（小・中学部）

- ・転学、人間関係（友達）、教師、学習内容など、環境の変化による不安。
- ・どこにどのような福祉施設があるのかわからない。

（高等部）

- ・障がい特性、思春期の対応、不登校についての悩みなど、親の子どもへの関わり方についての相談。
- ・自分の子どもに合った進路先がわからない。

③ 医療的ケアを受けている児童・生徒へ必要な支援

- ・医療的ケア、福祉に関する最新の情報発信、提供。
- ・悩みや困難さ（病気、災害などの緊急時）がある際の、相談及び支援
- ・在宅サービスの発展（レスパイトケア）

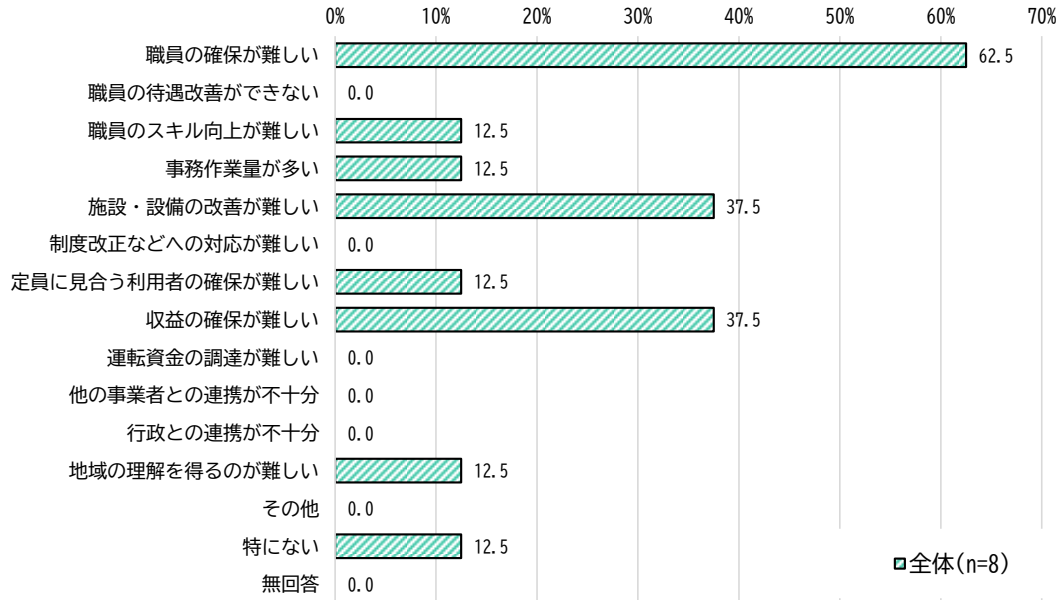
④ 町に特に重点的に取り組んでほしいこと

- ・九重町は、近隣の市町村と比べて、福祉サービスが少ないように感じます。町民が適切なサービスを受けることができるように、社会資源を増やして行ってほしいと思います。

(4) 調査結果の概要 (障がい福祉サービス事業者)

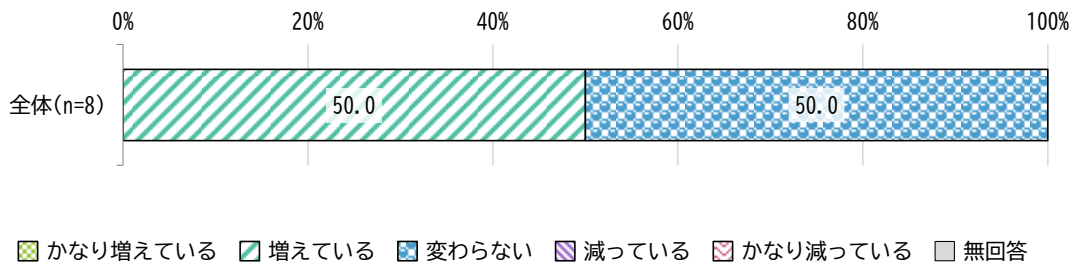
① 経営していく上での問題

「職員の確保が難しい」が62.5%と最も高くなっています。



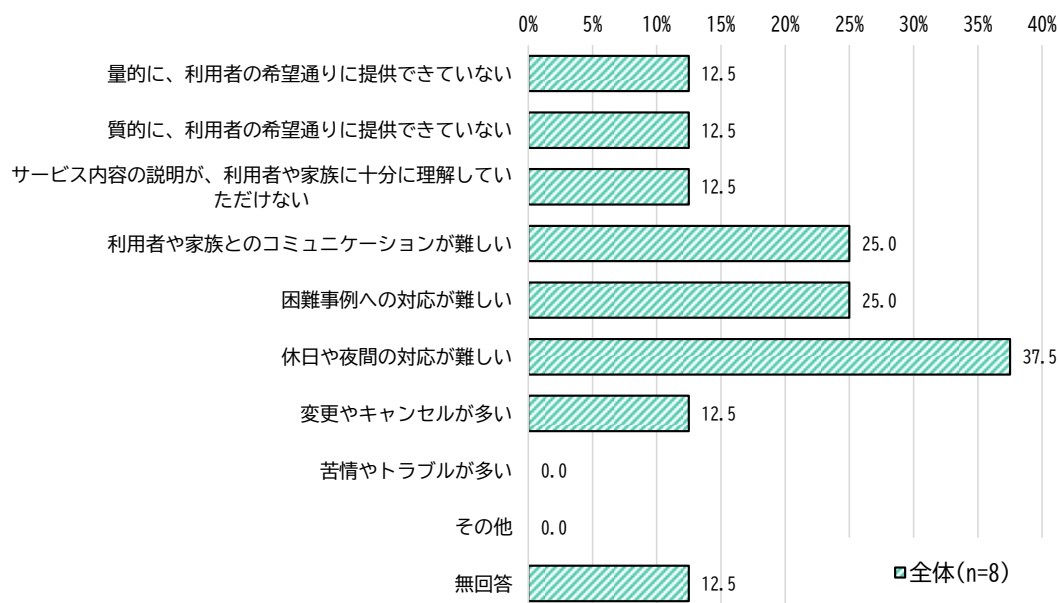
② 新規のサービス利用希望者数の増減について

「増えている」と「変わらない」が50.0%となっています。



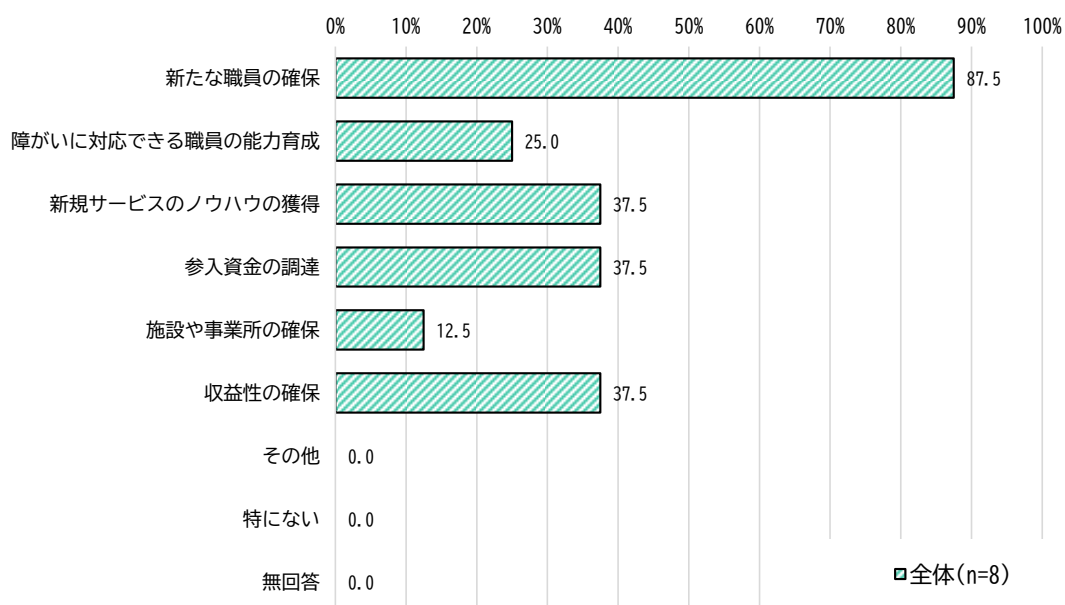
③ サービスを提供する上での課題

「休日や夜間の対応が難しい」が37.5%と最も高く、次いで「利用者や家族とのコミュニケーションが難しい」と「困難事例への対応が難しい」が25.0%となっています。



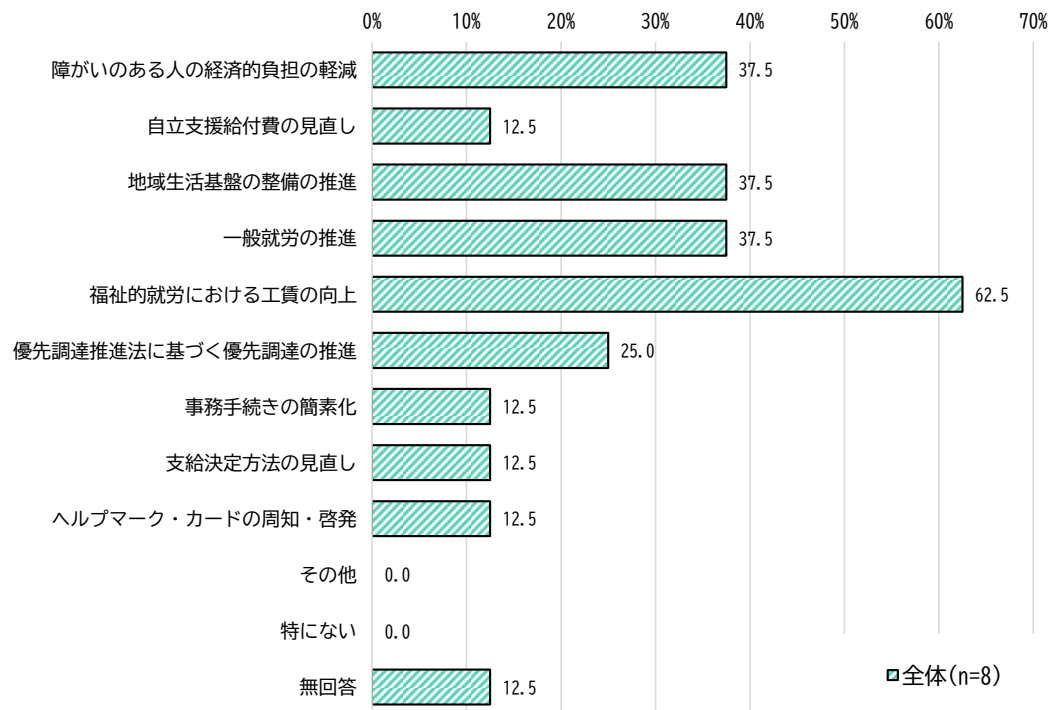
④ 新規サービスに参入する上での課題

「新たな職員の確保」が87.5%と最も高くなっています。



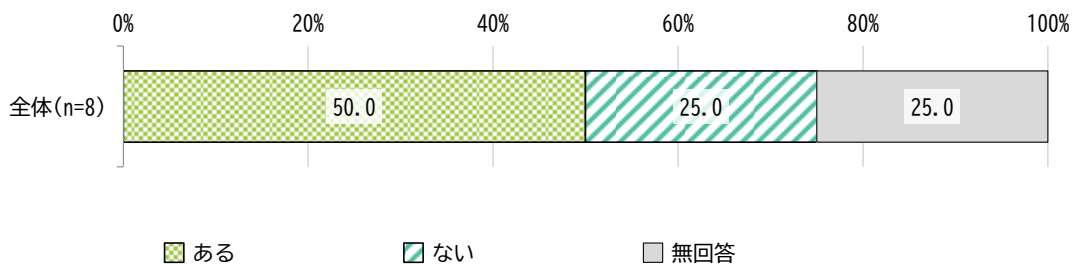
⑤ 今後、必要だと思う町の障がい者福祉施策

「福祉的就労における工賃の向上」が62.5%と最も高くなっています。



⑥ 現在、九重町に不足しているサービスや支援

「ある」が50.0%、「ない」が25.0%となっています。



<「ある」⇒具体的内容及びその理由>

- 全てが足りないと思う（玖珠町も含め）（理由）九重町だけで完結出来る人の人が少ないと思う。
- 就労の場が少ない。（理由）選択肢が少なく、湯布院の方まで考えなければならない。
- 児童系サービスの不足。デイサービス、保育所等巡回支援等。
- 移動支援はあるが、平日には利用が不可能である。

第3章 計画の基本的方向



絵作者：石井 良さん

第3章 計画の基本的方向

1. 基本理念

**障がい者とその家族が、地域社会の中で、
誇りと尊厳を持って生活できる障がい福祉のまちづくり**

本計画は、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として、相互に人格と個性を尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現を目標とします。

また、障害者総合支援法の趣旨に則り、障がいのある人の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、障がいのある人が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指します。

本町では、前計画において「障がい者とその家族が、地域社会の中で、誇りと尊厳をもって生活できる障がい福祉のまちづくり」を掲げ、障がい福祉事業を推進してきました。

本計画の基本理念もこの理念を引き継ぎ、福祉事業を進めていきます。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送ることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

2. 基本方針

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に配慮します。

(2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がいのある人がその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本町の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて圏域で協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進行し課題が複合化する中、人口減少などにより福祉人材の不足が顕在化しており、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がいのある人の地域における社会参加の促進を図ります。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画



書画作者：梅木 優菜さん

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。具体的には国が示した障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を踏まえて障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

1. 前期計画の成果目標の評価

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。本町が第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

【目標】

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5（2023）年度末時点で、令和元（2019）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【目標値】

	基準値	目標値
地域生活移行者数	令和元（2019）年度施設入所者数 22 人	令和5（2023）年度 地域移行者数 3 人（13.6%移行）
施設入所者数		令和5（2023）年度 施設入所者数 18 人（4 人 11.1%削減）

【実績】

	令和3（2021）年度実績	令和4（2022）年度実績	令和5（2023）年度見込
地域生活移行者数	1 人	0 人	0 人
施設入所者数	22 人	19 人	20 人

【評価】

地域生活移行者数・施設入所者数ともに国の基本指針に沿った目標値には、到達していません。入所期間の長期化やそれに伴う高齢化により、退所し地域生活へ移行することが難しくなっていることが要因と考えられます。また、地域生活を支える社会資源が少ないことも挙げられます。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

町の 成果目標	自立支援協議会を活用し、玖珠郡全体で協議する場を構築します。また、長期入院患者数の把握に努め、早期退院に向けた地域生活環境の整備、地域定着支援の充実を図ります。
------------	----------------------------------------------------------------------------------

【目標値】

	令和3(2021) 年度目標	令和4(2022) 年度目標	令和5(2023) 年度目標
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人

【実績】

	令和3(2021) 年度実績	令和4(2022) 年度実績	令和5(2023) 年度見込
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	0回	1回
保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数	18人	0人	18人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の自立生活援助	2人	4人	2人

【評価】

保健・医療・福祉関係者はコロナ禍にあり集まるのが難しく、書面での開催も行いましたが、十分な協議は行えていません。地域移行・地域定着については、病院訪問等行い入院患者数の把握に努めましたが、本人の病状等も関係することから、移行支援等を行うことが出来ていません。また、郡内においては精神科病院が無く、地域移行後の通院やデイケア等においても不足している部分があります。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

【目標】

国の基本指針	令和5（2023）年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
町の成果目標	障がいのある人の重度・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を玖珠町と共同で整備し、令和3（2021）年度から自立支援協議会を中心に両町で課題解決を図りながら運営を行っていきます。

【目標値】

目標値	令和5（2023）年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	令和5（2023）年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	1回

【実績】

実績	令和5（2023）年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
	令和5（2023）年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	0回

【評価】

地域生活支援拠点については、一部課題を残しながらも整備済みとなっており、目標を達成しています。緊急時の受け入れ先の確保等が課題となっており、引き続き検討の場が必要です。検証・検討の場については、コロナ禍にあって関係者が集まることが出来ず開催されていませんが、令和6年度以降は開催する必要があります。

(4) 福祉生活から一般就労等への移行状況

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【目標】

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元（2019）年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元（2019）年度の一般就労の 1.30 倍以上とすることを基本とする。 就労継続支援 A 型事業については、令和元（2019）年度実績のおおむね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業についてはおおむね 1.23 倍以上を目指すこととする。
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【目標値】

	基準値 (令和元 (2019) 年度実績)	目標値 (令和 5 (2023) 年度末)
一般就労移行者	0 人	3 人
内訳（一般就労前の所属）		
就労移行支援利用者	0 人	1 人
就労継続支援 A 型利用者	0 人	1 人
就労継続支援 B 型利用者	0 人	1 人

【実績】

	実績値 (令和 5 (2023) 年度末)
一般就労移行者	1 人
内訳（一般就労前の所属）	
就労移行支援利用者	1 人
就労継続支援 A 型利用者	0 人
就労継続支援 B 型利用者	0 人

【評価】

就労支援継続支援 A 型及び B 型が 0 人となっており、目標値に達していません。一般就労に向けては、居住支援や生活支援などあらゆる課題を解決しながらコーディネートしていく必要があります、限られた社会資源の中で難しい状況があったと評価しています。また、本人の特性や環境の変化にも十分に配慮し慎重な対応が求められることも実績としてあがらなかった原因と考えます。

②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> 就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、令和5（2023）年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。 就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

町の成果目標
<p>現在、就労定着支援事業の利用者がいないため、就労移行支援及び就労定着支援事業所と連携し、一般就労への意向のある人に対しては、就労の場の確保や整備を図り、地域での生活を送りながら働ける環境づくりに努めます。</p>

【目標値】

利用者数見込	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
就労定着支援利用者数	1人	1人	1人

【実績】

利用者数実績	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
就労定着支援利用者数	0人	1人	1人

【評価】

就労移行支援及び就労定着支援事業所との連携の意識を強く持ち、本人の意向等も十分にふまえながら、支援を行うことが出来た結果、目標値を達成することが出来ています。今後も情報の共有や連携が必要と考えています。

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

【目標】

国の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 令和5（2023）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 令和5（2023）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 令和5（2023）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
町の成果 目標	<p>現在、玖珠郡内に児童発達支援センターとして「こども発達支援センターあ〜く」があり、今後もセンターを中心に児童発達支援、保育所等訪問支援などの提供体制の充実、相談支援体制等の強化を図ります。</p> <p>また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、玖珠町と九重町の両町による推薦にて大分県主催コーディネーター研修を修了している人が在籍する事業所が郡内にあるため、今後も協力を仰ぎながら適切な対応を行うこととします。</p>

【目標値】

目標値	令和5（2023）年度末時点の児童発達支援センターの整備数	1か所
	令和5（2023）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備数	1か所
目標値	令和5（2023）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備数	1か所
目標値	令和5（2023）年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所

医療的ケア児に関する コーディネーター配置数	令和3（2021） 年度	令和4（2022） 年度	令和5（2023） 年度
	2人	2人	2人

【実績】

実績値	令和5（2023）年度末時点の児童発達支援センターの整備数	1か所
	令和5（2023）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備数 ※主に重症心身障がい児を支援する事業所の整備は行えていませんが、重症心身障がい児の状況に応じてサービスが利用できるよう、関係機関で連携・協議を行いながらケース毎に検討を行っています。	0か所
実績値	令和5（2023）年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備数 ※主に重症心身障がい児を支援する事業所の整備は行えていませんが、重症心身障がい児の状況に応じてサービスが利用できるよう、関係機関で連携・協議を行いながらケース毎に検討を行っています。	0か所
実績値	令和5（2023）年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所

医療的ケア児に関するコーディネーター配置数	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度
	3人	3人	2人

【評価】

重度心身障がい児の支援を行うためには、医療的ケアの行える看護師等の専門職が必要であり、人的な体制の確保が課題となります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

国の基本指針

令和5（2023）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

町の成果目標

障がい者相談支援及び障がい児相談支援体制については、事業所への委託事業を実施し、アウトリーチ活動や巡回相談等を含め今後も更なる充実、強化に向けた取り組みを進めます。

実績

障がい者相談支援については、地域生活支援センターはぎの及び社会福祉法人すぎのこ村の2事業所、障がい児相談支援体制については、社会福祉法人くらっぷへの委託事業を実施しており、困難事例や巡回相談についても取組みを進めています。

また、令和5（2023）年度より、重層的支援体制事業を開始し障がいのある人を含めた、複合的な事例についても支援体制を整備しています。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標】

国の基本指針

令和5（2023）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

町の成果目標

自立支援協議会を活用し各事業所での取り組み事例報告、研修会等を開催し情報を共有しサービスの質の向上を図ります。

実績

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の間、新型コロナウイルス感染症の影響等の理由により自立支援協議会の十分な開催が来ていません。大分県主催の研修会等を活用し各事業所において、サービスの質の向上を図って頂きました。

2. 成果目標の設定

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<p>①令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>②令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p> <p>※令和5(2023)年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

町の成果目標
<p>①令和4(2022)年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8(2026)年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。</p> <p>②令和8(2026)年度末の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。</p>

【成果目標】

項目	人数	備考
令和4(2022)年度末の施設入所者数	19人	【基準値】
令和8(2026)年度末の施設入所者	18人	【目標値】
【目標値】 地域生活移行者	2人 (6%)	施設入所からグループホーム等への移行した人の数
【目標値】 削減見込み	1人 (5%)	—

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第7期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

町の成果目標
自立支援協議会を活用し、玖珠郡全体で協議する場を構築します。また、長期入院患者数の把握に努め、早期退院に向けた地域生活環境の整備、地域定着支援の充実を図ります。

【活動指標】

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助	3人	3人	3人

(3) 地域生活支援の充実

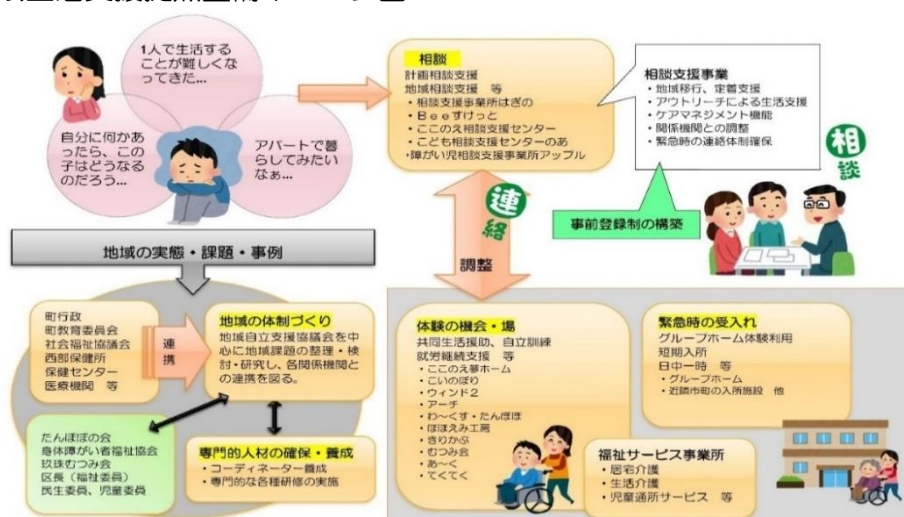
国の基本指針	
①	令和8(2026)年度末までに地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年一回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
②	令和8(2026)年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備(圏域での整備も可能)を進めることを基本とする。(新規)

町の成果目標	
①	障がいのある人の重度・高齢化や「親亡き後」を見据え、玖珠町と共同で整備した地域生活支援拠点(面的整備※)を、自立支援協議会を中心に両町で課題解決を図りながら運営を行っていきます。
②	今回アンケートに際しニーズ調査を実施したところ、強度行動障がいがあると言われたことがある人は全体の約3%であり、本人の年齢により支援ニーズに違いがありました。高齢の人では在宅生活への不安から居宅介護や施設入所支援へのニーズが高く、若年層では、就労の意向はあるものの障がいの程度に合わせた支援や送迎等への不安が伺えました。ニーズ数としては数件ではありましたが、近隣市町や事業所等と連携し強度行動障がい有する人への支援体制の充実を図ります。

※地域における複数の機関が分担して機能を担う体制のこと

目標値	令和8(2026)年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	整備済み
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	2回
	コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	1人
	強度行動障がい有する人への支援体制の整備	支援体制の充実

くすこのえ版地域生活支援拠点整備イメージ図



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	
<p>・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p>	
<p>①就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p>	
<p>②就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。</p>	

項目		人数	考え方
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数		2人	令和3年度実績 1人 1.28倍以上
内 訳	令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績 1人 1.31倍以上
	令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績 0人 1.29倍以上
	令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	0人	令和3年度実績 0人 1.28倍以上

【活動指標】

項目	数値	考え方
職業訓練の受講者数	1人	令和8年度において、福祉施設から一般就労に移行する人のうち、必要な人が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	1人	令和8年度において、福祉施設利用者のうち、必要な人が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導件数	1人	令和8年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	1人	令和8年度において、福祉施設利用者のうち、必要な人が公共職業安定所の支援を受けて就職する人の数の見込みを設定

②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> • 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。(新規) • 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 • 就労定着率については、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。(※目標は県のみ設定) <p>※一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

町の成果目標
<p>就労移行支援及び就労定着支援事業所と連携し、一般就労への意向のある人に対しては、就労の場の確保や整備を図り、地域での生活を送りながら働ける環境づくりに努めます。</p>

項目	人数	考え方
令和8年度中の一般就労への移行者のうち 就労定着支援事業の利用数	1人	令和8年度において就労支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の数

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - ①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
 - ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（※目標は県のみ設定）
 - 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
 - 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置（新規）
- 令和8年度末までに、県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

町の成果目標

インクルージョンの推進のため、障がいや医療的ケアの有無にかかわらず地域での生活を選択できるよう、看護介護者のレスパイトケア等の支援体制の強化を図ります。

また、玖珠郡内に児童発達支援センターとして「こども発達支援センターあ〜く」があり、今後もセンターを中心に児童発達支援、保育所等訪問支援などの提供体制の充実、相談支援体制等の強化を図ります。

さらに、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、玖珠町と九重町の両町による推薦にて大分県主催コーディネーター研修修了者が在籍する事業所が郡内にあるため、今後も協力を仰ぎながら適切な対応を行うこととします。

項目	令和8年度末の 整備箇所数	整備形態
① 4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	1 箇所	圏域による設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	1 箇所	圏域による確保
③ 難聴児支援のための体制の確保	1 箇所	圏域による確保
④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	圏域による確保
⑤ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所	圏域による確保
⑥ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1 箇所	圏域による設置
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置数	2 人	圏域による配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
<p>① 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。</p>

町の成果目標
<p>本町の相談支援体制は、近隣市町村の資源を活用しながら構築されています。そのため、センター設置については、近隣市町村または圏域において協議・検討する必要があります。限られた資源の中で、どのような設置のあり方が、本町の地域の実状にあったものなのか、面的整備等についても調査研究を行いながら検討を行います。</p>

①基幹相談支援センターの設置

【目標値】		
令和8年度末の 設置見込み (有・無)	確保形態 (単独又は圏域確保)	令和8年度末の 主任相談支援専門員 の設置数(人)
—	—	—

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【目標値】		
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組		
令和8年度末の 地域の相談支援事業所への訪 問による助言指導数	令和8年度末の 地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数	令和8年度末の 個別事例の支援内容の検証の 実施回数
—	—	—

③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【目標値】					
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善					
令和8年度末 の協議会にお ける相談支援 事業所の参画 による事例検 討実施回数	令和8年度末 の協議会への 参加事業所数	令和8年度末 の協議会の専 門部会の設置	専門部会の設 置目標年度	令和8年度末 の協議会の専 門部会の開催 の有無	専門部会の開 催目標年度
1回/年	3か所	有	R8	有	R8

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
令和8（2026）年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする

町の成果目標
自立支援協議会を活用し各事業所での取り組み事例報告、研修会等を開催し情報を共有しサービスの質の向上を図ります。

<p>自立支援協議会</p> <p>※障がいのある人の地域生活を支援するためには、共通の目的に向け、情報共有し具体的に協働することが必要です。九重町は玖珠町と共同で自立支援協議会を組織し、地域の関係者によるネットワークを構築しています。</p>

【目標値】

項目	令和8年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加人数	6人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無及び実施回数の見込み	有
	1年2回
指導監査結果の関係市町村との共有	有
	1年1回

(8) 発達障がい者等に対する支援

町の成果目標
<p>発達障がい者等への早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の圏域での確保に向けて検討します。</p> <p>また、ピアサポートの活動への参加人数については、インクルージョンの考えのもと、地域の中で悩みを相談でき支え合えるよう、社会福祉協議会等と連携し包括的な活動に取り組みます。</p>

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	2人
ピアサポートの活動	—	—	—

※用語解説

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた人が、同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う視点で共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。
ピアサポート	当事者同士の支え合いのことで、同じような状況にある者同士で互いの悩みなどを打ち明け、気持ちを共有・共感し、支援しあうことをいいます。

3. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

名 称	内 容
居宅介護	利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある障がい者のうち、自己判断能力が制限されている障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行うサービスです。
重度障がい者等 包括支援	常時介護の必要性が高い障がい者に居宅介護やその他のサービスを包括的に行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用時間数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
居宅介護	人	9	9	10	13	14	15
	時間	70	76	80	104	112	120
重度訪問介護	人	0	0	1	1	1	1
	時間	0	0	2	2	2	2
同行援護	人	4	2	4	4	4	4
	時間	48	40	50	50	50	50
行動援護	人	3	2	3	3	4	4
	時間	54	51	60	60	80	80
重度障がい者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

◆見込量確保のための方策

サービスを必要とする障がいのある人の障がいの程度やニーズをはじめ、介護者の有無や住まい、交通手段等の生活環境に応じて適正なサービスの提供に努められるよう、サービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

(2) 日中活動系サービス

名 称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間に障がい者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。機能訓練は身体障がいまたは難病等対象者、生活訓練は知的障がいまたは精神障がい対象となります。
就労選択支援 【新設】	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	実際に通常の事業所で働きたい障がいのある人のために、雇用契約に基づき働く場所を提供し、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	企業や自宅等への訪問・来所により、生活や体調管理等の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導助言を行うサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間に、病院等の医療施設等において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を総合的に行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気等の理由により、障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障がいのある人が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助等を受けるサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
生活介護	人	30	30	31	31	32	33
	人日	606	563	600	600	600	600
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	6	4	5	5	6	6
	人日	67	52	60	60	70	70
就労選択支援	人				0	0	1
	人日				0	0	5
就労移行支援	人	1	0	0	1	1	1
	人日	23	0	0	5	5	5
就労継続支援（A型）	人	6	7	6	7	7	7
	人日	134	157	150	154	154	154
就労継続支援（B型）	人	42	36	38	38	39	40
	人日	646	576	600	600	615	630
就労定着支援	人	0	1	1	1	1	2
療養介護	人	3	3	3	3	3	3
短期入所（福祉型）	人	0	0	1	2	3	4
	人日	0	0	5	10	15	20
短期入所（医療型）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

◆見込量確保のための方策

障がいの程度やニーズに応じて、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、サービス提供事業所と連携して、サービス提供体制の充実と強化に努めます。

(3) 居住系サービス

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する障がいのある人等を対象に、定期的な居宅訪問等を通じた支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助等を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間や日中において、施設に入所する障がいのある人に入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
自立生活援助	人	3	3	3	4	4	5
共同生活援助 (グループホーム)	人	20	21	22	22	23	23
施設入所支援	人	21	19	20	20	19	18

◆見込量確保のための方策

施設入所者をはじめ精神障がいによる長期の入院者について、受入条件が整えば地域生活に移行することができるよう、計画相談支援等を有効に活用しながら、ニーズに応じたサービス利用の促進に努めます。

(4) 相談支援

名 称	内 容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うとともに、障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を考慮し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がいのある人と常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
計画相談支援	人	21	26	26	26	27	28
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	1	1

◆見込量確保のための方策

障がいのある人本人のニーズと能力を十分に引き出すため、相談支援センターを中心に、関係機関と連携した丁寧な支援の提供を目指し、連携強化に向けた体制づくりを推進します。

4. 障がい児サービスの見込量と確保方策

名 称	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行うサービスです。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援センター等から、重度障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする児童に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
児童発達支援	人	5	6	8	8	9	9
	人日	23	52	60	60	70	70
放課後等デイサービス	人	7	11	11	12	14	16
	人日	40	73	75	80	90	100
保育所等訪問支援	人	0	4	4	4	5	5
	人日	0	4	4	4	5	5
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	7	6	7	7	8	9

◆見込量確保のための方策

利用者のニーズの変化を踏まえ、各事業の利用促進を図ります。

5. 地域生活支援事業の推進

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づき、市町村が主体となり、地域の実情や利用者のニーズに応じて、柔軟な形態により事業を実施するものです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人に対する理解を深めるための広報、啓発活動等を行います。

(2) 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介助者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障害者等相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

(3) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とします。

また、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動の支援や、町長申立に係る支援制度の充実を進めていきます。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件/年	1	2	3	3	3	3

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、点訳、音訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により障がいのある人が地域生活をする上で必要な情報の提供などを支援し、意思疎通ができるよう努めます。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
手話通訳者の派遣件数	件/年	1	6	7	7	7	7
要約筆記者の派遣件数	件/年	0	0	0	1	1	1

(5) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の交流活動の促進や町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修等を行います。

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病の人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	0	2	2	2	3
自立生活支援用具	件/年	0	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	2	1	2	3	3	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	5	2	5	6	7
排せつ管理支援用具	件/年	168	188	200	200	200	200

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、円滑に外出ができるよう社会生活上不可欠な外出の支援を行い、地域における自立した生活及び社会参加を促進します。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
移動支援事業 個別支援型	人	8	4	5	6	7	8
	時間	176	141	150	180	210	240
移動支援事業 通所支援型	人	7	8	9	10	11	12
	時間	984	1,561	1,600	1,800	1,980	2,160

(8) 地域活動支援センター事業

在宅の障がいのある人に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進を行うことにより、障がいのある人及びその家族の地域における生活を支援します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	1	1	3	3	3	3

(9) その他の事業（任意事業）

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休憩のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	1	1	1	1
利用者数	人/月	0	0	1	1	1	1

②訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がいのある人に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴サービスを提供します。

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

第5章 計画の推進体制



絵作者：石井 良さん

第5章 計画の推進体制

1. 計画の円滑な推進

(1) 「地域共生社会」の実現に向けて

本町では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の 関係を超えて、一人ひとりが『我が事』として参画し、人と人、人と社会が『丸ごと』つながることで、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。この取組を推進するにあたり、一人ひとりの地域における課題に対して、包括的に対応できる支援体制が求められています。

障がい福祉施策だけではなく、子ども・子育て支援や、介護保険・高齢者福祉等、多様な施策を一体的に行う重層的支援体制整備事業と本計画の整合性を図りながら、「地域共生社会」の実現に向けて取組みます。

令和2（2020）年6月に社会福祉法の一部が改正され、市町村による包括的な支援体制の整備に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等の連携に配慮するよう努めるとともに、複雑化・複合化した地域生活課題を抱える地域住民とその家族に対する支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を行う事業として、「重層的支援体制整備事業」の実施が求められることとなりました。

(2) 連携・協力の確保

本町の障がい福祉施策を一体的かつ横断的に推進するために、関係部局間の緊密な連携・協力を図ります。また、町単独では解決が困難な課題があることを踏まえ、国・県や西部圏域の関係機関等との広域的な連携体制の強化に努めます。

さらに、地域福祉の推進や生活環境の整備といった施策や障がい福祉サービスの提供等は、地域の協力が不可欠であることから、民生委員・児童委員、障がい者相談員、障がい者団体、障がい福祉サービス等事業者、地域づくり団体、その他関係機関等とのネットワークを活用し、協力して計画の推進と障がいのある人を地域で支える体制づくりに努めます。

加えて、各障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関と、必要に応じて連携し、サービス等の提供に努めます。

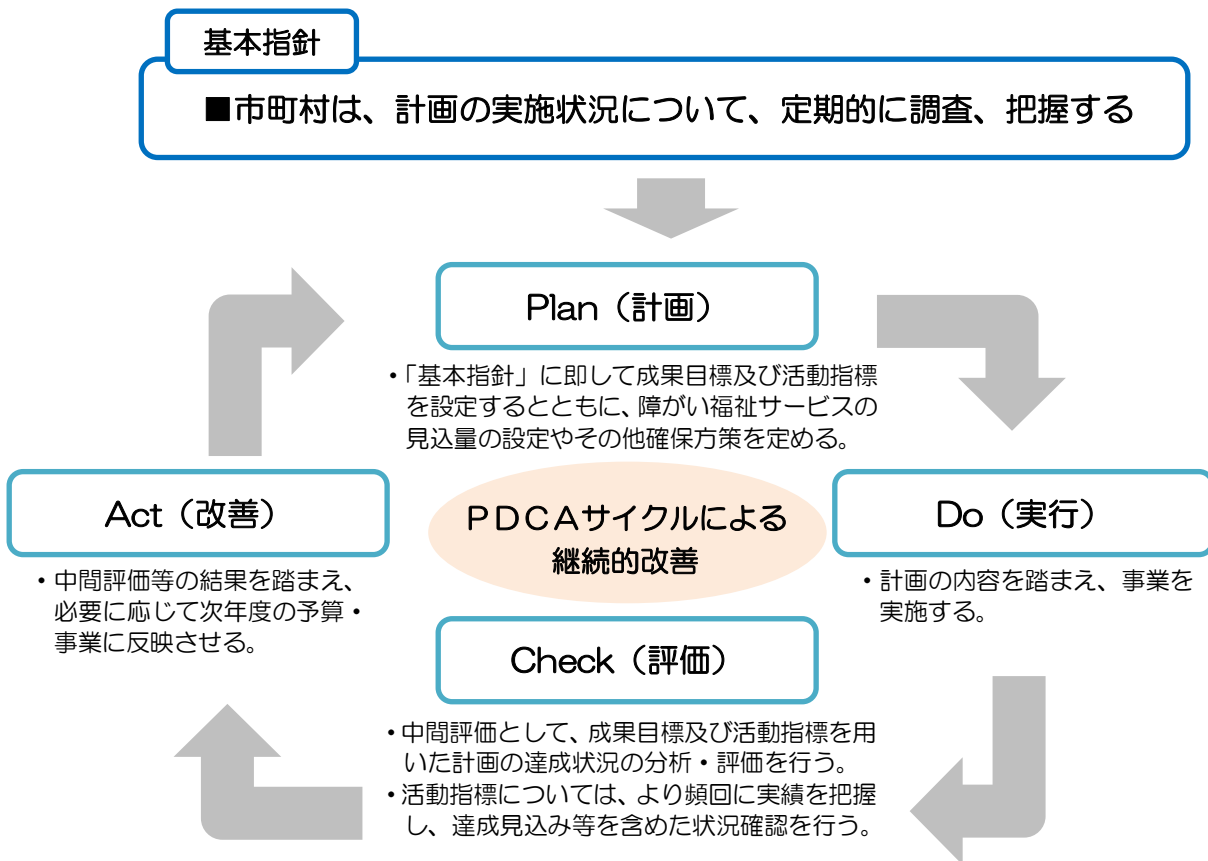
(3) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る連携

障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の提供体制の確保については、大分県知事が指定する指定障がい児通所支援事業者及び医療機関、教育機関など関係機関と連携し、提供体制の確保に努めます。

2. PDCAサイクルによる評価と見直し

市町村障害者計画策定指針で、市町村は、計画の実施状況について、定期的に調査、把握することとされています。

本町では、障がい者計画の各施策の実施状況について、自立支援協議会を活用し各施策の実施状況等の実績の把握を行い、検証・評価を行います。また、必要があると認められる場合には、計画期間中であっても計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



資料編

1. サービスの種類と内容

《障がい福祉サービス》

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に規定された障がいのある人等に対する福祉サービスのことをいいます。法律のとおり、日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的として、それぞれの生活のしづらさに合わせてサービス提供ができるよう、在宅・入所・通所サービスを組み合わせて一人ひとりの状況に合わせたオーダーメイドの支援を受けることができます。

サービス種類	内容
居宅介護	利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある障がい者のうち、自己判断能力が制限されている障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が高い障がい者に居宅介護やその他のサービスを包括的に行うサービスです。
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。機能訓練は身体障がいまたは難病等対象者、生活訓練は知的障がいまたは精神障がい対象となります。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労選択支援 【新設】	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

就労継続支援 (A型)	実際に通常の事業所で働きたい障がいのある人のために、雇用契約に基づき働く場所を提供し、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	企業や自宅等への訪問・来所により、生活や体調管理等の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導助言を行うサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする障がいのある人に、主に昼間に、病院等の医療施設等において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を総合的に行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気等の理由により、障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障がいのある人が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助等を受けるサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がいのある人で一人暮らしを希望する障がいのある人等を対象に、定期的な居宅訪問等を通じた支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助等を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間や日中において、施設に入所する障がいのある人に入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うとともに、障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある人の心身の状況や置かれている環境等を考慮し、サービスの利用計画を作成するサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所しているまたは精神科病院に入院している障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	居宅において单身等の状況で生活する障がいのある人と常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

《児童通所サービス》

児童通所サービス（障害児通所支援）とは、児童福祉法に基づく支援で療育や訓練等が必要な児童に対して日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行うものです。障がい特性に合わせてサービス提供ができるよう、入所・通所サービスを組合せ一人ひとりの状況に合わせたオーダーメイドの支援を受けることができます。手帳の有無は問わず、18歳未満の身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、対象疾患（難病）のため、通所による療育等の支援が必要な児童が利用できます。

サービス種類	内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行うサービスです。
放課後等 デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行うサービスです。
保育所等 訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行うサービスです。
医療型 児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援センター等から、重度障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児 相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする児童に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

《地域生活支援事業》

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づき、市町村が主体となり、地域の実情や利用者のニーズに応じて、柔軟な形態により事業を実施するものです。

種類	内容
理解促進研修 ・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人に対する理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等をおこないます。
相談支援事業	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介助者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通 支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、点訳、音訳その他障がいのある人にわかりやすい方法により障がいのある人が地域生活をする上で必要な情報の提供など支援し、意思疎通ができるよう努めます。
手話奉仕員 養成研修事業	聴覚障がいのある人の交流活動の促進や町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修等を行います。
日常生活用具 給付等事業	重度の身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、難病の人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、円滑に外出ができるよう社会生活上不可欠な外出の支援を行い、地域における自立した生活及び社会参加を促進します。マンツーマン対応による個別支援型と、生活介護等通所サービスの送迎に対応する通所支援型があります。
地域活動支援 センター事業	在宅の障がいのある人に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進を行い、障がいのある人及びその家族の地域における生活を支援します。
日中一時 支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。
訪問入浴 サービス事業	歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がいのある人に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴サービスを提供します。

2. 相談窓口

◎こころとからだの相談支援センター 《障がいのある人や児童等》

身体、知的、精神障がいのある人や、うつ、不眠などのこころの健康が気になる人等からの相談や支援を行うとともに、障がい者手帳の交付や判定など、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの業務を行っています。

相談先	電話番号	備考
来所予約・相談電話	097-541-6290	月曜～金曜(祝日を除く) 8:30～12:00、13:00～17:00
こころの電話相談	097-542-0878	月曜～金曜(祝日を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00

◎児童相談所 《障がいのある児童等》

18歳未満の児童のさまざまな問題について、児童福祉司や児童心理司などの職員が相談に応じるとともに、知的障がいの程度の判定や療育に関する支援などを行っています。また、児童福祉施設への入所決定等を行っています。

なお、児童相談所では365日、24時間電話相談を受付けています。

相談先	電話番号	備考
中央児童相談所	097-544-2016	24時間対応

◎保健所 《障がいのある人や児童、難病患者等》

保健に関するあらゆる相談に応じ、障がいの発生予防と早期発見、療育について必要な健診や支援を行っています。また、各種相談に応じ、助言や訪問により必要な支援を行っています。

相談先	電話番号	備考
西部保健所(日田市)	0973-23-3133	月曜～金曜(祝日を除く) 8:30～12:00、13:00～17:00

◎市役所・町村役場 《障がいのある人や児童、難病患者等》

障がいのある人の福祉に関し、各種の専門的相談に応じ、必要な支援を行っています。

九重町役場		
健康福祉課	0973-76-3821	月曜～金曜(祝日を除く) 8:30～17:00
保健福祉センター	0973-76-3838	
子育て支援課	0973-76-3828	
教育振興課	0973-76-3812	

◎民生委員・児童委員 《障がいのある人や児童等》

地域の身近な相談相手として、障がいのある人や高齢者、子ども、妊産婦のいる世帯、母子・父子世帯、生活に困窮している世帯等の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、関係行政機関の業務に協力し、社会福祉の増進に努めています。

◎身体障害者相談員 《身体障がいのある人や児童》

身体障がいのある人の相談に応じ、更生に必要な支援や行政機関等と連携するなどの支援を行います。

◎社会福祉協議会《知的障がいのある人や児童・精神障がいのある人や児童》

知的障がいのある人や精神障がいのある人が適切に福祉サービスの利用が出来るようにする支援や、預貯金の払戻し、各種支払い手続きの代行など日常的な金銭の管理を行います。これらのサービス利用には、原則として一定以上の判断能力が必要です。

相談先	電話番号	備考
大分県社会福祉協議会	097-558-0300	月曜～金曜(祝日を除く)
九重町社会福祉協議会	0973-76-2500	8:30～12:00、13:00～17:00

◎大分県身体障害者福祉センター 《障がいのある人や児童等》

身体障がいのある人等からの各種の相談に応じています。無料又は低額な料金で、機能回復訓練やレクリエーション、社会との交流促進のために、体育室、卓球室、プール、会議室等を利用することができます。

相談先	電話番号	備考
大分県身体障害者福祉センター (あすぴあ おおいた)	097-558-4849	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 (大分県総合社会福祉会館内)

◎大分県聴覚障害者センター 《聴覚障がいのある人や児童》

聴覚障がいに関する専門の相談員が相談や支援を行っています。

相談先	電話番号	備考
大分県聴覚障害者センター	097-554-1335	〒870-0907 大分市大津町 1-9-5

◎大分県発達障がい者支援センター 《発達障がいのある人や児童》

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいをもつ児(者)及びその家族への相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び研修を行っています。

相談先	電話番号	備考
大分県発達障がい者支援センター 「イコール」	097-578-6952	〒879-7761 大分市中戸次 5628 番地の 1

◎子どもの発達支援コンシェルジュ

《発達障がいのある児童の保護者・支援者》

発達障がいを有する児の家族や支援者の相談を受け、関係機関につなげたり、支援方法を一緒に検討します。

相談先	電話番号	備考
児童発達支援センター「び〜と」	0973-28-5626	〒877-0083 日田市吹上町3-1 1 8 2

◎大分県精神科救急情報センター 《精神障がいのある人や児童》

夜間・休日に、精神障がいのある人及びその家族等からの緊急的な精神科医療に関する電話相談に対応するとともに、緊急な受診の必要性の判断と受入先の病院の調整を行っています。

相談先	電話番号	備考
大分県精神科救急情報センター	097-541-1179	平日 17:00～翌 9:00 土日祝 9:00～翌 9:00

◎大分いのちの電話 《障がいのある人や児童及びその関係者》

様々な悩みや問題について24時間365日電話相談員が対応します。相談は匿名で行われ、相談は無料(フリーダイヤル以外は電話代がかかります)となっています。

相談先	電話番号	備考
大分いのちの電話	097-536-4343	毎日 24 時間対応
フリーダイヤル 「自殺予防いのちの電話」	0120-783-556	毎日 16:00～21:00 毎月 10 日は 8:00～翌日 8:00

◎高次脳機能障がい者支援拠点機関 《精神障がいのある人や児童》

高次脳機能障がい及びその関連障がいのある人への支援を行うため、相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携・調整を行っています。

相談先	電話番号	備考
諏訪の杜病院 (医)光心会	097-567-1277	〒870-0945 大分市津守 888-6
別府リハビリテーションセンター (福)農協共済別府リハビリテーションセンター	0977-67-1711	〒874-8611 別府市鶴見 1026-10

◎大分県難病相談・支援センター 《難病患者等》

難病や小児慢性特定疾病の患者さんやそのご家族等からの、日常生活や病気療養上の悩みや不安等に対する相談に対応しています。また、各種公的手続に関する情報の提供を行うほか、就労に関する相談についても公共職業安定所等の関係機関と連携し、お受けしています。

相談先	電話番号	備考
大分県難病相談・支援センター	097-578-7831	〒870-0037 大分市東春日町 1-1 NS 大分ビル 2 階

◎大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター《障がいのある人や児童》

障がいを理由とする差別（不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供）等に関する相談に応じています。

相談先	電話番号	備考
大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター（大分県総合社会福祉会館内）	097-558-7005	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 平日 8:30～17:00 （祝日・年末年始を除く） ※内容によっては弁護士等の専門家が相談に応じます

◎障がい者の虐待通報窓口 《障がいのある人や児童》

障がいのある人の虐待を発見した場合は、その疑いのあるものを含め、町や県に通報してください。町と県が連携を図りながら虐待防止に努めます。

相談先	電話番号	備考
大分県障がい者権利擁護センター	097-506-2728	〒870-0907 大分市大津町 2-1-41 （大分県総合社会福祉会館内）
九重町役場 健康福祉課	0973-76-3821	月曜～金曜（祝日を除く） 8:30～17:00

◎障害者就業・生活支援センター 《障がいのある人、難病患者等》

就職を希望する障がいのある人や離職のおそれのある在職中の障がいのある人に対し、職場実習あっせん等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談支援を行うことにより、障がいのある人の職業生活における自立を図ることを目的としています。

相談先	電話番号	備考
障害者就業・生活支援センターたいよう（福）太陽の家	0977-66-0080	〒874-0011 別府市大字内竈 1393-2
障害者就業・生活支援センター大分プラザ（福）博愛会	097-574-8668	〒870-0839 大分市金池南1-9-5 （博愛会地域総合支援センター内）
障害者就業・生活支援センターじゃんいす（福）大分県社会福祉事業団	0972-28-5570	〒876-0844 佐伯市向島 1-3-8
豊肥地区障害者就業・生活支援センター つばさ（福）紫雲会	0974-22-0313	〒879-7141 豊後大野市三重町秋葉 241
障害者就業・生活支援センターはぎの（福）大分県社会福祉事業団	0973-24-2451	〒877-0012 日田市大字淡窓 1-53-5
障害者就業・生活支援センターサポートネットすまいる（福）大分県社会福祉事業団	0978-32-1154	〒879-0471 宇佐市大字四日市 2482-1

◎親なきあと相談室 《障がいのある人や児童等》

障がいのある子の親が抱える「親なきあと」の不安解消に対応できる「親なきあと相談員」が相談に応じます。

(福)大分県社会福祉事業団	電話番号	備考
地域生活支援センター はぎの	0973-24-2451	〒877-0012 日田市大字淡窓 1-53-5
ここのえ“夢”ステーション	0973-78-8882	〒879-4723 九重町大字町田 554-1

◎地域における療育等の相談支援 《障がいのある児童等》

在宅の障がいのある児童とその保護者に対し、身近な地域で療育の相談支援等を行い、地域における生活を支えることを目的としています。

相談先	電話番号	備考
大分療育センター	097-586-5252	〒870-0864 大分市大字国分 567-3
別府発達支援センター	0977-22-4185	〒874-0838 別府市大字鶴見 4075-1
すぎのこ村 Bee すけっと	0973-27-6251	〒877-0012 日田市淡窓1丁目2-5
こども相談支援センターのあ	0973-72-1023	〒879-4413 玖珠町大字塚脇 581-3 (こども発達支援センターあ〜く内)

◎医療的ケア児等コーディネーター 《障がいのある人や児童等等》

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児等）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等コーディネーターが支援に必要な医療、福祉、教育等によるチームを形成し連携・協働して本人と家族を支援します。

相談先	電話番号	備考
こども相談支援センターのあ	0973-72-1023	〒879-4413 玖珠町大字塚脇 581-3 (こども発達支援センターあ〜く内)
NPO 法人放課後クラブてくてく	0973-77-2650	〒879-4403 玖珠町大字帆足 256-5

◎大分県医療的ケア児支援センター 《障がいのある人や児童等》

医療的ケア児及びその家族（医療的ケア児等）が個々の医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児からの相談にワンストップで対応するとともに、支援の調整や普及啓発等を行っています。

相談先	電話番号	備考
大分県医療的ケア児支援センター	090-4052-0750	〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

◎このえ健康ダイヤル

九重町民なら、だれでも利用できる、経験豊富な医師や保健師等の専門職による 24 時間体制の電話健康相談です。

相談先	電話番号	備考
このえ健康ダイヤル	0120-511-658	毎日24時間対応・通話料無料

◎様々な悩み（自殺予防）に関する相談

相談先	電話番号	備考
大分いのちの電話	097-536-4343	毎日 24 時間対応
フリーダイヤル 「自殺予防いのちの電話」	0120-783-556	毎日 16:00~21:00 毎月 10 日は 8:00~翌日 8:00
子どもの人権 110 番	0120-007-110	通話料無料
チャイルドラインおおいた	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00 チャット・つぶやくこともできます https://childline.or.jp/

◎妊娠や子育てに関する不安や悩みについて

相談先	電話番号	備考
おおいた妊娠 ヘルプセンター	0120-241-783	水~日 11:30~19:00 (年末年始を除く) メール相談 ninsin-783@sage.ocn.ne.jp
いつでも子育て ほっとライン	0120-462-110	24 時間対応
九重町保健福祉センター	0973-76-3838	月~金 8:30~17:00 (祝日・年末年始は除く)
九重町子育て支援課	0973-76-3828	月~金 8:30~17:00 (祝日・年末年始は除く)

◎ひきこもり等青少年の自立の問題について

相談先	電話番号	備考
おおいた青少年総合相談所	097-534-4650	月~土 9:30~17:00 メール info@oita-konet.net

◎ひとり親家庭について

相談先	電話番号	備考
大分県母子・父子福祉センター	097-552-3313	月・日 8:30~17:00 火~金 8:30~18:00 土曜日・祝日は休館

◎その他の相談窓口（関係機関）

相談先	電話番号	備考
24時間こどもSOS	0120-0-78310	毎日 24 時間
いじめ相談（メール）	—	メール no-ijime@pref.oita.lg.jp
いじめ・不登校相談 （保護者の相談窓口・教職員の相談窓口）	097-503-8987	平日 9：00～17：00 メール oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp
スクール・セクハラに関する相談（教育庁人権教育・部落差別解消推進課）	097-534-4366	平日 9：00～17：00 メール no-sekudara@pref.oita.lg.jp
特別支援教育相談 （保護者の相談窓口・教職員の相談窓口）	097-569-0232	平日 9：00～17：00 メール oita-edu-c.tokusien@pref.oita.lg.jp
ヤングケアラー相談窓口	097-546-1451	24 時間 365 日対応
パートナーからの暴力に関する相談（女性） 【配偶者暴力相談支援センター】（大分県婦人相談所）	097-544-3900	月～金 9：00～21：00 土日祝 13：00～17：00 18：00～21：00 来所相談は要予約
【配偶者暴力相談支援センター】 （アイネス）	#8008 097-534-8874	月～金 9：00～16：30
パートナーからの暴力に関する相談（男性） 【配偶者暴力相談支援センター】 （アイネス）	097-534-8614	月～金 9：00～16：30
女性の人権ホットライン （大分地方方法務局人権擁護課）	0570-070-810 （ナビダイヤル）	月～金 8：30～17：15
おおいた性暴力救援センター・すみれ	#8891 097-532-0330	月～金 9：00～20：00 メール相談 https://oita-sumire.jp/
職場でのセクハラや妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い、性別による差別的取扱いについて 【大分労働局雇用環境・均等室】	097-532-4025	月～金 8：30～17：15
人権全般に関する相談 （大分県人権尊重・部落差別解消推進課）	097-506-3172	月～金 8：30～17：15
みんなの人権110番 （大分地方方法務局）	0570-003-110 （ナビダイヤル）	月～金 8：30～17：15
九重町隣保館	0973-76-2468	月～金 8：30～17：00 （祝日・年末年始は除く）

※利用時間は基本的に記載のとおりですが、12時00分～13時00分には昼休みをとることがあります。また、特に記載のあるもの以外は、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

3. 用語集

【あ行】

■アウトリーチ活動（初出：57 ページ）

地域で生活している障がいのある人、又は支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセスのこと。主に相談者が日常生活の場（自宅など）に出向く訪問支援のことを言います。

■育成医療（初出：19 ページ）

障がいのある児童又は将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対して医療を給付することにより、その障がいを除去・軽減し、生活能力を得ることを目的として行われる医療のことを言います。

■医療的ケア児（初出：3 ページ）

定義としては「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」（児童福祉法第 56 条の6 第2項）とされており、「医療的なケア」とは日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為（痰の吸引や経管栄養の注入など）のことをいいます。

■医療的ケア児に関するコーディネーター（初出：55 ページ）

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。

■インクルージョン（初出：27 ページ）

本来「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている

【か行】

■強度行動障害（初出：60 ページ）

強度行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。

■権利擁護（初出：2 ページ）

認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ人が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援することを言います。

■高次脳機能障がい（初出：2 ページ）

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないこともあります。

■更生医療（初出：19 ページ）

身体障がいのある人に対して医療を給付することにより、その障がいを除去又は軽減し、日常生活能力を回復させることを目的として行われる医療のことを言います。

■合理的配慮（初出：3ページ）

「障害者権利条約」の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ちまたは行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことを言う。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、または過重な負担を課さないもの」という条件が付けられています。

【さ行】

■災害時要援護者（初出：36ページ）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの、災害時に適切な防災活動をとることが特に困難な人々で、一般的に、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・日本語が不自由な外国人などがあげられます。

■サービス等利用計画（初出：72ページ）

障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）」を作成し、市町村へ提出する必要があるため、これを基にサービスの支給決定が行われます。利用計画は、本人の自立した日常生活を支えるために、心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を尊重し作成されます。

■自立支援医療（初出：18ページ）

更生医療・育成医療・精神通院の総称で、障がいのある人に対して通院又は入院等にかかる医療費を給付することにより、その障がいを除去・軽減し、日常生活能力を回復させることを目的としています。

■自立支援協議会（初出：9ページ）

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもので、九重町では玖珠町と共同で設置し開催しています。

■社会的障壁（初出：74ページ）

障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

■重症心身障がい児（初出：55ページ）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を「重症心身障がい」といい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。

■障がい福祉サービス（初出：5ページ）

「居宅介護」「生活介護」などのサービスが含まれる「介護給付」と、「自立訓練」「就労移行支援」などサービスから成る「訓練等給付」を総称する呼称で、「訪問系」「日中活動系」および「居住系」のサービス群に大別されます。

■障がい児通所支援（又は児童通所支援）（初出：47ページ）

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援などのサービスの総称する呼称のことを言います。

■身体障害者手帳（初出：15ページ）

身体障害者手帳とは、身体障がいのある人に対して大分県が交付する手帳です。交付を受けるとさまざまなサービスが利用できますが、種類や等級によってその内容も変わります。

■精神障害者保健福祉手帳（初出：18 ページ）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）第 45 条に規定された精神障がいのある人に対し大分県が交付する手帳です。身体障害者手帳・療育手帳と異なり、2 年の有効期限があり、2 年ごとに医師の診断書とともに申請、更新が必要となります。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（初出：59 ページ）

精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう医療、障がい福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを言います。

■精神通院（初出：18 ページ）

統合失調症等の精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院にかかる医療費の支給を行います。

■成年後見制度（初出：7 ページ）

知的障がいや精神障がい、発達障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートします。

【た行】

■地域移行・地域定着（初出：51 ページ）

施設入所や長期入院をしている人が退所・退院し、地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることが地域移行と言い、入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに、「見守り」としての支援を行い、障がいのある人の地域生活の継続を目指すことを地域定着と言います。

■地域活動支援センター（初出：77 ページ）

障がいのある人等が、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型があります。

■地域生活支援拠点等の整備（初出：3 ページ）

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱を基本としています。

■地域生活支援事業（初出：7 ページ）

障がい福祉サービスとは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて行われる事業で、「必須事業」と「任意事業」に分類される。市町村が実施主体となり地域の実情やニーズに応じて柔軟な形態により実施されます。

■特別支援教育（初出：94 ページ）

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行います。

■特別支援学校（初出：22 ページ）

特別支援学校とは、心身に障がいのある児童・生徒が通う学校で、幼稚部・小学部・中学部・高等部があり、基本的には幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じた教育を行っており、それに加えて障がいのある児童・生徒の自立を促すために必要な教育を受けることができるのが大きな特徴です。

【な行】

■難病（初出：2ページ）

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称を言います。

■ニーズ（初出：2ページ）

生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求のこと。

■ノーマライゼーション（初出：2ページ）

厚生労働省が提唱しているもので「障がいのある人もない人も同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念です。

【は行】

■防災見守りマップ（初出：36ページ）

区長をはじめとした地域の人々が主体的に行う取組みの一つで、その中に社会福祉協議会・行政機関・消防団員等が参画し、住んでいる地域の危険箇所、災害時要支援者の把握、避難時の行動について確認しながらマップを作成し、情報共有することで緊急時に備えます。

■発達障がい（初出：2ページ）

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

■PDCAサイクル（初出：81ページ）

行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方を言います。

■福祉的就労（初出：43ページ）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障害福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行います。

■ペアレントプログラム（初出：67ページ）

子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラムのことです。厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、各自治体での実施が呼びかけられています。

【や行】

■要約筆記者（初出：75ページ）

手話をコミュニケーション手段としない聴覚障がいのある人に対して、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介します。

【ら行】

■療育手帳（初出：17 ページ）

知的障がいの人に交付される手帳のこと。障がいの程度（大分県では A1、A2、B1、B2 といたった4つの区分）によって交付され、東京都や横浜市では「愛の手帳」、さいたま市では「みどりの手帳」、青森県や名古屋市では「愛護の手帳」とも呼ばれています。

4. 郡内障がい福祉事業所・団体一覧

事業所		内容
NPO 法人 SAKURA 会	①ほほえみ工房玖珠	就労継続支援 B 型/居宅介護/行動援護
楠繫株式会社	②こいのぼり	共同生活援助
	③きりかぶ	就労継続支援 B 型
社会福祉法人 暁雲福祉会	④ウィンド2「森のクレヨン」	就労継続支援 A・B 型
	⑤八風・マナス玖珠	共同生活援助
社会福祉法人 すぎのこ村	⑥わ〜くす・たんぼぼ	就労継続支援 B 型
	⑦どり〜む・たんぼぼ	生活介護
	⑧Bee すけっと	計画相談支援/居宅介護/行動援護
社会福祉法人 くらっぷ	⑨こども発達支援センターあ〜く	児童発達支援/保育所等訪問支援/放課後等デイサービス
	⑩こども相談支援センターのあ	計画相談支援
	⑪ライフベースか〜む	生活介護
社会福祉法人 大分県 社会福祉事業団	⑫ここのえ夢ホーム1号/2号	共同生活援助
	⑬アーチ	自立訓練（生活訓練）/就労継続支援 B 型
	⑭ここのえ夢ステーション	計画相談支援/地域相談支援/自立生活援助
九重町 社会福祉協議会	⑮ここのえ介護事業センター	居宅介護/生活介護/移動支援/訪問入浴
	⑯ここのえ相談支援センター	計画相談支援
玖珠町 社会福祉協議会	⑰玖珠町社会福祉協議会 ケアセンター	居宅介護
NPO 法人 放課後クラブ	⑱てくてく	放課後等デイサービス
	⑲相談支援事業所アップル	計画相談支援
NPO 法人 玖珠むつみ会	⑳玖珠むつみ会	地域活動支援センター
障がい者当事者団体・関係団体		
玖珠町身体障害者協議会/九重町身体障がい福祉協会 玖珠郡知的障がい者（児）育成会たんぼぼの会（親の会） NPO 法人玖珠むつみ会		

5. 九重町障がい福祉計画等策定委員名簿

(敬称略・順不同)

団体・組織等	氏名	備考
特定非営利活動法人 玖珠むつみ会	安部 沙由美	地域活動支援センター事業者
こども発達支援センター あ〜く こども相談支援センター のあ	渡邊 仁司	児童発達支援等事業者 相談支援事業者
九重町社会福祉協議会	甲斐 旬子	社会福祉関係機関 障がい福祉サービス事業者
玖珠郡知的障がい者(児)育成会 たんぼぼの会	篠原 智春	障がい者関係団体
地域生活支援センター はぎの	穴井 靖彦	障がい福祉サービス事業者
地域生活支援センター 相談支援事業所はぎの(夢ステーション)	稲積 翔平	相談支援事業者
地域生活支援センター Beeすけっと	藤本 富美江	相談支援事業者
九重町身体障がい者福祉協会	森 有為	障がい者関係団体
大分県西部保健所(参事兼地域保健課長)	江藤 聖美	保健・医療・行政関係機関
九重町教育委員会(指導主事)	足立 亮	教育関係機関

九重町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行者：九重町

編集：健康福祉課

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

☎0973-76-3821



九重町

